

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

目次

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）（第一条関係）	1
○地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）（第二条関係）	298
○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）（附則第七条関係）	301
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第三十号）（附則第八条関係）	309

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務省令で定める期間）</p> <p>第一条の十五の二 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務省令で定める期間は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間とする。ただし、次条第二項又は第三項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（次条において「申出書等」という。）を提出した都道府県、市町村又は特別区（次条から第一条の十七の二までにおいて「都道府県等」という。）が法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条から第一条の十七の二までにおいて「指定」という。）を受ける場合は、当該指定をした日から同日以後最初に到来する九月三十日までの期間とする。</p> <p>（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書等の提出方法）</p> <p>第一条の十六 毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間を法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間（以下この項及び第一条の十七の二第一項第一号において「指定対象期間」という。）とする指定を受けようとする都道府県等は、当該指定に係る</p>	<p>（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出方法等）</p> <p>第一条の十六 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）</p> <p>を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（</p>

指定対象期

間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、申出書等
を
総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出するものとする。

- 2| 現に指定を受けていない都道府県等であつて指定を受けようとするもの（当該指定について既にこの項又は次項の規定により申出書等を提出した都道府県等並びに法第三十七条の二第五項及び第三百十四条の七第五項の規定による指定の取消し（以下この項及び次項において「指定の取消し」という。）を受けた都道府県等（当該指定の取消しの日から起算して当該指定の取消しに係る法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により総務大臣が定める期間（次項において「特定期間」という。）を経過しないものに限る。）を除く。）は、前項の規定にかかわらず、毎年 四月 一日から同年八月三十一日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。
- 3| 指定の取消しを受けた

都道府県等であつて指定を受けようとするもの（当該指定について既に前項又はこの項の規定により申出書等を提出した都道

以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、指定対象期間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（以下この条及び次条第二項第一号において「申出書等」という。）を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出するものとする。

- 2| 前項に規定する指定対象期間は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間とする。
- 3| 指定を受けて いない都道府県等（前項の指定対象期間において既にこの項 の規定により申出書等を提出した都道府県等及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等 を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年の四月一日から同年八月三十一日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。
- 4| 法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指

定を取り消された都道府県等（既に

この項 の規定により申出書等を提出した都道

府県等を除く。)は、第一項の規定にかかわらず、当該指定の取消しの日から起算して当該指定の取消しに係る特定期間を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、申出書等を総務大臣に(市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に)提出することができる。

(法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の総務省令で定める事項)

第一条の十七 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する基準への適合性に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項(都道府県等が法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等(次条第一項第一号において「返礼品等」という。)を提供しない場合には、第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項)とする。

一 五 略

府県等を除く。)は、第一項の規定にかかわらず、当該取消しの日から起算して二年 を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、申出書等を総務大臣に(市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に)提出することができる。

5) 前二項の規定により申出書等を提出した都道府県等が指定を受ける場合における指定対象期間は、当該指定をした旨の法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定による告示をした日から第二項の指定対象期間の末日までの期間とする。

(法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載事項等)

第一条の十七 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施

に 関 し 総 務 省 令 で 定 め る 事 項 は 、 次 に 掲 げ る 事 項 (法 第 三 十 七 条 の 二 第 二 項 及 び 第 三 百 十 四 条 の 七 第 二 項 に 規 定 す る 返 礼 品 等 (次 項 第 四 号) に お け て 「 返 礼 品 等 」 と い う 。) を 提 供 し な い 場 合 に は 、 第 一 号 及 び 第 四 号 从 第 六 号 まで に 掲 げ る 事 項) と す る 。

一 法 第 三 十 七 条 の 二 第 二 項 第 一 号 及 び 第 三 百 十 四 条 の 七 第 二 項 第 一 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る 旨

二 法 第 三 十 七 条 の 二 第 二 項 第 二 号 及 び 第 三 百 十 四 条 の 七 第 二 項 第 二 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る 旨

六| 法第三十七条の二第二項第六号及び第三百十四條の七第二項第六号
に掲げる基準に適合する旨

七| 略

- 三 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四條の七第二項第三号に掲げる基準に適合する旨
- 四 法第三十七条の二第二項第四号及び第三百十四條の七第二項第四号に掲げる基準に適合する旨
- 五 法第三十七条の二第二項第五号及び第三百十四條の七第二項第五号に掲げる基準に適合する旨

六| 略

2| 法第三十七条の二第三項及び第三百十四條の七第三項に規定する申出書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 都道府県等が前条第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により申出書等を提出する都道府県等にあつては、同条第五項に規定する指定対象期間。第三号及び第四号において「指定対象期間」という。）に受領する法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四條の七第一項第一号に掲げる寄附金（次号及び第三号において「第一号寄附金」という。）の額の見込額及びその募集に要する費用の額の見込額に関する書類
- 二 都道府県等が前年度（前条第二項に規定する指定対象期間の初日の属する年度の前年度をいう。）に受領した第一号寄附金の額及びその募集に要した費用の額に関する書類
- 三 都道府県等が指定対象期間に行おうとする第一号寄附金の募集の取組の内容に関する書類

(法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の総務省令で定める書類)

第一条の十七の二 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類

二 前号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類

2 総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

(確定申告書の付記事項等)

第二条の三 略

2 法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の規定により確定申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 八 略

九 特定親族（法第三十四条第一項第十二号及び第三百十四条の二第一項第十二号に規定する特定親族をいう。次条第三項第三号、第二条の

四 都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類

五 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類

3 総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

(確定申告書の付記事項等)

第二条の三 略

2 法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の規定により確定申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 八 略

九 特定親族（法第三十四条第一項第十二号及び第三百十四条の二第一項第十二号に規定する特定親族をいう。次条第三項第三号、第二条の

三の三第一項第四号、第二条の三の五第四項第三号及び第二条の三の六第一項第四号において同じ。）（退職手当等に係る所得を有する者に限る。イにおいて同じ。）の次に掲げる事項

イ及びロ 略

十 略

3～6 略

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の五 略

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から公的年金等受給者の扶養親族等申告書又は次条第十二項の規定により提出された書類を受理した場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書（法第四十五条の三の三第五項及び第三百十七条の三の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を含む。次条第八項において同じ。）又はこれらの書類を、法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 法第四十五条の三の三第二項第二号及び第三百十七条の三の三第二項

第二号に掲げる記載事項は、法第四十五条の三の三第一項第三号及び第

三の三第一項第四号、第二条の三の五第三項第二号及び第二条の三の六第一項第四号において同じ。）（退職手当等に係る所得を有する者に限る。イにおいて同じ。）の次に掲げる事項

イ及びロ 略

十 略

3～6 略

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の五 略

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から公的年金等受給者の扶養親族等申告書又は次条第十二項の規定により提出された書類を受理した場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書（法第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第四項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を含む。次条第八項において同じ。）又はこれらの書類を、法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

三百十七条の三の三第一項第三号に掲げる者が記載するものとする。

4| 次の各号に掲げる法第四十五条の三の三第二項第三号及び第四号並びに三百十七条の三の三第二項第三号及び第四号の規定により公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載することとされている氏名は、当該各号に定める氏名に限るものとする。

一| 特定配偶者の氏名 法第四十五条の三の三第一項第二号及び第三百十七条の三の三第一項第二号に規定する特定配偶者（法第四十五条の三の三第一項第一号及び第二号並びに三百十七条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる者の特定配偶者にあつては、退職手当等を有する者に限る。次条において同じ。）の氏名

二| 扶養親族の氏名 年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者である扶養親族（法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に掲げる者にあつては、年齢十六歳未満の者又は法第三十四条第一項第十一号及び第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族（次条第一項第三号において「控除対象扶養親族」という。）の氏名

三| 特定親族の氏名 退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下である特定親族（法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に掲げる者の特定親族にあつては、合計所得金額が八十五万円以下である特定親族）の氏名

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項）

3| 次の各号に掲げる法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号 の規定により公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載することとされている氏名は、当該各号に定める氏名に限るものとする。

一| 扶養親族の氏名 年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者である扶養親族

の氏名

二| 特定親族の氏名 退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下である特定親族

の氏名

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項）

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第二項第五号及び第三百七十七条の

三の三第二項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 特定配偶者

の住所及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及びその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である特定配偶者である場合には、その旨

三 扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族（法第四十五条の三の三第一項第一号及び第二号並びに第三百七十七条の三の三第一

項第一号及び第二号に掲げる者の扶養親族にあつては、退職手当等を有する者に限る。）に限る。以下この号及び次項において同じ。）の

住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である扶養親族である場合には、その旨

四 特定親族（合計所得金額が八十五万円以下である者（法第四十五条の三の三第一項第一号及び第二号並びに第三百七十七条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる者の扶養親族にあつては、退職手当等を有する者に限る。）に限る

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百七十七条の

三の三第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者（第三号において「申告者」という。）の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 特定配偶者（法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項に規定する特定配偶者をいう。以下この号、次項及び第三項において同じ。）の住所及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及びその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である特定配偶者である場合には、その旨

三 扶養親族（年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者

に限る。以下この号及び次項において同じ。）の

住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である扶養親族である場合には、その旨

四 特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるもの

に限る

。以下この号及び次項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である特定親族である場合には、その旨

五 同一生計配偶者又は扶養親族のうち同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びにその該当する事実

六 略

258 略

9 国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の第三項及び第三百十七条の三の第三項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の第三項及び第三百十七条の三の第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は

。以下この号及び次項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である特定親族である場合には、その旨

五 略

258 略

9 国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の第二項及び第三百十七条の三の第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の第三項及び第三百十七条の三の第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は

第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

10 国外居住者に係る第一項第三号又は第四号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第三項及び第三百七条の三の三第三項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 三 略

11 控除対象外国扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第三項及び第三百七条の三の三第三項の規定により当該記載に代

第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

10 国外居住者に係る第一項第三号又は第四号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 三 略

11 控除対象外国扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七条の三の三第二項の規定により当該記載に代

えて異動がない旨の記載をした者を含む。)が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第七項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

12 略

(公的年金等受給者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法)

第二条の三の七 法第四十五条の三の三第五項及び第三百七条の三の三第五項の規定による公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条の六第五項の規定による同項に規定する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 政令第九条の八の五第四号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

えて異動がない旨の記載をした者を含む。)が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第七項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

12 略

(公的年金等受給者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法)

第二条の三の七 法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第四項の規定による公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条の六第五項の規定による同項に規定する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 政令第九条の八の五第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一及び二略

2略

(法第七十一条の二十五第一項の利子割清算基準額)

第三条の七の二 各道府県ごとの利子割清算基準額(法第七十一条の二十五第一項に規定する各道府県ごとの利子割清算基準額をいう。次項において同じ。)を計算する場合において千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 総務大臣は、毎年度、当該年度の各道府県ごとの利子割清算基準額を告示するものとする。

(法第七十一条の二十五第三項の所得の金額に相当する金額)

第三条の七の三 法第七十一条の二十五第三項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年の末日の属する年度(以下この条において「当該年度」という。)の翌年度の市町村税課税状況等の調第五十八表の副題「所得の金額に相当する金額」(「所得の金額に相当する金額」の表側「所得の金額」のうち「所得」、表頭「所得」欄の額の当該道府県内の市町村に係る合計額に、当該年度の翌年度の市町村税課税状況等の調第二十表の表側当該年度の「所得」から「所得」まで、表頭「所得」欄の額の当該道府県内の市町村に係る合計額を百分の六で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)及び当該年度の市町村税課税状況等の調第二十表の表側当該年度の前年度の「所得」から「所得」まで、表頭「所得」欄の額の当該道府県内の市町村

一及び二略

2略

に係る合計額を百分の六で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた金額とする。

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第四条の三の二 政令第二十四条の二の五第四号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一及び二 略

2 略

（法第百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路）

第八条の五十四 法第百四十四条の六十第一項に規定する総務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路（橋梁を除く。）及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定により料金を徴収する道路とする。

（一般国道等の面積の算定）

第八条の五十七 法第百四十四条の六十第二項本文に規定する一般国道等の面積の算定は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長に当該一般国道等の路面幅員を乗じて行うものとする。

2 略

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第四条の三の二 政令第二十四条の二の五第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一及び二 略

2 略

（法第百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路）

第八条の五十四 法第百四十四条の六十第一項に規定する総務省令で定める道路は、第九条の九に定める
道路とする。

（一般国道等の面積の算定）

第八条の五十七 法第百四十四条の六十第二項本文に規定する一般国道等の面積の算定は、道路法 第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長に当該一般国道等の路面幅員を乗じて行うものとする。

2 略

(法第百四十五条第五号のエネルギー消費効率)

第九条 法第百四十五条第五号に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号)に定める基準エネルギー消費効率
- 二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号)に定める基準エネルギー消費効率

(法第百四十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第九条の二 法第百四十九条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃

機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び第九条の四において「自動車検査証」という。）において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

2 法第百四十九条第一項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第九条の四において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準とする。

3 法第百四十九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条及び第九条の四において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号

イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び第九条の四において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

4 法第百四十九条第一項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定（以下この条及び第九条の四において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

5 法第百四十九条第一項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

6 法第百四十九条第一項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制

に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

7 法第四百四十九条第一項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてプラグインハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

8 法第四百四十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十九条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9 法第四百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

10 法第四百四十九条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

11 法第四百四十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当する。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること⁹

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12) 法第四百四十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

13 法第四百四十九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動

車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14] 法第百四十九条第一項第四号ホに規定する車両総重量が三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百五）以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

15] 法第百四十九条第一項第四号へに規定する車両総重量が二・五トンを

超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当する(イ)。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16) 法第四百九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当する(イ)。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準(法第四百九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。第二十二項第一号及び第九条の四において同じ。)に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低

排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法第四百九条第一項第五号イ(1)ii）に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。第二十項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

17| 法第四百九条第一項第五号イ(1)i）に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

18| 法第四百九条第一項第五号イ(1)ii）に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

19| 法第四百九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

20] 二 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

20] 法第四百九条第一項第六号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

21] 法第四百九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

- 22 法第四百九条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。
- 23 法第四百九条第一項第六号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること^一
- 二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 24 法第四百九条第一項第六号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。第二十六項及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。
- 一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 二 令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 25 法第四百九条第一項第六号ニに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが

百十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

26] 法第百四十九条第一項第六号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

27] 法第百四十九条第一項第六号へに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、令和四年度燃費基準達成レベルが百五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

28] 法第百四十九条第一項第六号トに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号ト(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を

超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること³¹⁾

二 燃費評価実施要領第四条の四に規定する令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四において「令和七年度燃費基準達成レベル」という。）が百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

29| 法第四百四十九条第一項第六号ト(1)(i)に規定する平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

30| 法第四百四十九条第一項第六号ト(1)(ii)に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第六十四項第一号の基準とする。

31| 法第四百四十九条第二項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。以下この条において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第一項第三号に掲げる方法とする。

32| 法第四百四十九条第二項に規定する令和四年度基準エネルギー消費効率

及び令和二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

33 法第四百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第一号に掲げる方法とする。

34 法第四百四十九条第二項において準用する同条第一項（第四号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第八項、第十一項及び第十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項第二号	第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成	第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）
・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上であること及び	第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同告示第三条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百九十四	第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同告示第三条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百九十四

	<p>その旨</p>	<p>を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>第八項第三号</p>	<p>第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
	<p>（が百以上であること及び</p>	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（以下この条において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費率が算定されていない旨</p>

		第十一項第二号		第十一項第三号	
その旨	その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び	その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び	その旨
その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の二百五を乗じて得た数値以上であること並びに	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法及びWLTCモード法

第十四項第二号	<p>燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百五）以上であること及び</p>	<p>ド法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
その旨	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

35) 法第百四十九条第三項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第三号に掲げる方法とする。

36) 法第四百四十九条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

37) 法第四百四十九条第三項において準用する同条第一項（第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第八項、第十一項、第十六項、第十九項、第二十項及び第二十三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項第二号	<p>第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上であること及び 	<p>第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・</p> <p>向上達成レベルが百三十以上であること並びに</p>
その旨	<p>その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十</p>	

号 第十九項第二	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百三十八以上である旨	号 第十六項第二	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上であること及び その旨	令和十二年燃費基準達成レベルが百三十以上であること並びに その旨及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	号 第十一項第二	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び その旨	令和十二年燃費基準達成レベルが百三十八以上であること並びに その旨及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	号 第十一項第二	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び その旨	令和十二年燃費基準達成レベルが百三十八以上であること並びに その旨及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
-------------	-------------------------------------	----------------------------	-------------	------------------------------------	--	-------------	-------------------------------------	---	-------------	-------------------------------------	---

第二十項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上であること及び	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	あること並びに
第二十三項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び	令和十二年度燃費基準達成レベルが百三十八以上であること並びに	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

38 法第百四十九条第四項に規定する令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第二条第二号に掲げる方法とする。

39 法第百四十九条第四項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費

効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第二条第一号に掲げる方法とする。

40| 法第百四十九条第四項において準用する同条第一項（第六号トに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第二十八項の規定の適用については、同項第二号中「第四条の四に規定する令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四において「令和七年度燃費基準達成レベル」という。）が百五以上であること及び」とあるのは「第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが百五以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第二条第一号に掲げる方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨」とする。

41| 国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の二の十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第九条の四第三十一項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。同項において同じ。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。同項において同じ。）に記載されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当

該自動車に対する第八項、第十一項から第十六項まで、第十九項、第二十項及び第二十三項から第二十八項まで（これらの規定を第三十四項、第三十七項及び前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

（法第五十六條の自動車の取得のために通常要する価額）

第九條の三 法第五十六條に規定する自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 初めて道路運送車両法第七條第一項に規定する新規登録を受けるべき自動車 当該自動車を通常の取引の条件に従つて自動車等の販売業者から取得した場合には、当該自動車の販売価額に相当する金額

二 前号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車が初めて前号に規定する新規登録（以下この号において「初回新規登録」という。）を受けたときにおける前号に定める金額に、初回新規登録を受けた日の属する年の一月一日から起算した期間に応じて総務大臣が定める割合を乗じて得た額

（法第五十七條第一項第一号イの乗用車等）

第九條の四 法第五十七條第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

2 法第一百五十七条第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガ

ス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

3 法第五十七条第一項第一号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四

分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法第五十七条第一項第一号二に規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法第百五十七条第一項第一号ホに規定する車両総重量が三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法第百五十七条第一項第一号へに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

7 法第五十七条第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出

ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

8 | 法第五十七條第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

- 9| 法第五十七條第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一| 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
 - 二| 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 10| 法第五十七條第一項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一| 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
 - 二| 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 11| 法第五十七條第一項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。
- 一| 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
 - 二| 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当

該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12| 法第百五十七条第一項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

13| 法第百五十七条第一項第三号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14| 法第百五十七条第一項第三号へに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

15| 法第百五十七条第一項第三号トに規定する車両総重量が三・五トンを

超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16) 法第五十七条第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及

び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

17 法第百五十七条第二項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

18 法第百五十七条第二項第一号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車

とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

19) 法第百五十七条第二項第一号二に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲

げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

20) 法第一百五十七条第二項第一号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出

ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

21 法第五十七條第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

22 法第五十七條第二項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

23| 三 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
法第五十七條第二項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

24| 二 令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
法第五十七條第二項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定める

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

25| 法第五十七條第二項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

26| 法第五十七條第二項第三号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

27| 法第五十七條第二項第三号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八條第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和七年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

28 法第百五十七条第四項において準用する同条第一項（第一号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ、ロ及びニに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項、第五項、第十六項、第十七項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十五未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十五モード燃費値（以下この条において「十五モード燃費値」という。）が同告示第三条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百七十二を乗じて得た数値以上
--------	----------------------------------	--

<p>であること並びに</p>	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げ</p> <p>る方法（以下この条において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び</p> <p>平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

第二項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十四を乗じて得た数値以上であること並びに
第二項第三号	令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
第五項第二号	令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満（車両総重量が二・五	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の
	その旨	その旨並びにJCOモード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

<p>第十六項第三号</p>	<p>第十六項第二号</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び</p>	<p>その旨</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び</p>	<p>その旨</p>	<p>トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満)であること及び</p>
<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び</p>	<p>その旨</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>	<p>百五十五を乗じて得た数値以上であること並びに</p>		

第十七項第二号	その旨	<p>百五十を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p> <p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
第十七項第三号	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p> <p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

第十九項第二号	令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び	ード法及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率が百分の百四十七を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨		その旨並びにJC〇八モード法及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
29) 法第百五十七条第五項において準用する同条第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項、第七項から第十項まで、第十六項、第十七項及び第二十一項から第二十四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十	令和二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であ

未満であること及び	ること並びに	第二項第二号	<p>その旨</p> <p>令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p> <p>令和十二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに</p> <p>その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第七項第二号</p> <p>令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十未満であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びに</p> <p>その旨及びWLTCモード</p>	第七項第二号	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十五未満であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びに</p> <p>その旨及びWLTCモード</p>

第八項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及びその旨	ド法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨 令和二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに
第九項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十五未満であること及びその旨	ド法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨 令和二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びに
第十項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及びその旨	ド法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨 令和二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びにWLTCDモータにより当該自動車のエネルギー消費効率が算

第二十二項第		第二十一項第 二号		第十七項第二 号		第十六項第二 号
令和十二年度燃費基準達	その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及び	その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び	その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及び
令和十二年度燃費基準達成	定されていない旨	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	定されていない旨	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	定されていない旨	定されていない旨

二号	成レベルが七十五以上八十五未満であること及びその旨	レベルが百九以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十三項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十四項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

30)

法第五十七條第六項において準用する同条第一項（第三号トに係る部分に限る。）又は第二項（第三号ホに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第十五項及び第二十七項の規定の適用については

第十五項第二号中「令和七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び」とあるのは「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第二十七項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（第二十七項第二号において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第二条第一号に掲げる方法により当該自動車のエネルギー消費率が算定されていない旨」と、第二十七項第二号中「令和七年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び」とあるのは「平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及びエネルギー消費効率算定告示第二条第一号に掲げる方法により当該自動車のエネルギー消費率が算定されていない旨」とする。

31| 国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイルに記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第一項から第二十七項まで（これらの規定を前三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは

「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

(環境性能割に係る申告書等の様式)

第九条の五 法第六十条第一項の規定により提出すべき申告書又は同条第二項の規定により提出すべき報告書の様式は、第十六号の四十三様式によるものとする。

(環境性能割の修正申告書の記載事項)

第九条の六 法第六十一条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
- 二 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
- 三 自動車の取得がされた年月日
- 四 自動車の取得の原因
- 五 自動車の種別、用途、車名及び型式
- 六 自動車の定置場
- 七 既に納付の確定した環境性能割額
- 八 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
- 九 前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
- 十 前各号に掲げるもののほか道府県の条例で定める事項

(自動車の性能が良好でないことに類する理由)

第九条の七 法第六十五條第一項に規定する総務省令で定める理由は、自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。

(法第七十七條の六第一項の総務省令で定める市町村道)

第九条の八 法第七十七條の六第一項に規定する総務省令で定める市町村道は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である市町村道(橋梁を除く。)及び道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の規定により料金を徴収する市町村道とする。

(法第七十七條の六第二項の総務省令で定める道路)

第九条の九 法第七十七條の六第二項に規定する総務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路(橋梁を除く。)及び道路整備特別措置法の規定により料金を徴収する道路とする。

(道路の延長及び面積の算定)

第九条の十 法第七十七條の六第三項本文に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十八條に規定する道路台帳に記載されている道路(同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八條第一項の道路の区域の決定の公示及び同條第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。)の延長(道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第三十四條の開発道路にあつて

は、その延長に〇・五を乗じた延長」とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は法第七十七条の六第二項の指定市（第九条の十二第二項及び第九条の十五第四項において「指定市」という。）の指定等により道路を管理する都道府県又は市町村に変更があつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における道路の管理者の区分により行うことができる。

（市町村道の延長及び面積の補正）

第九条の十一 前条の規定により算定した市町村道の延長及び面積は、次項から第六項まで及び第九条の十三に規定する方法により、補正するものとする。

2 市町村道の延長は、次の表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別		率
路面幅員四・五メートル以上の市町村道（橋梁を除く。以下この表において同じ。）	〇・九	
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	一・〇	

木橋	四二・〇
橋梁（木橋を除く。）	一・〇

3 前項の規定により補正された市町村道の延長は、更に、当該市町村（特別区を含む。以下この項、第六項及び第九条の十五において同じ。）に係る市町村道の延長（前条の規定により算定した市町村道の延長をいう。）を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
五〇人以下のもの	一・〇
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	一・三
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの	一・五
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	一・七
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	二・〇
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	二・二
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	二・四
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・七
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・九
四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	三・一
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・三
五五〇人を超え六〇〇人以下のもの	三・六
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの	三・八
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの	四・〇

七〇〇人を超え七五〇人以下のもの	四・三
七五〇人を超え八〇〇人以下のもの	四・五
八〇〇人を超え八五〇人以下のもの	四・七
八五〇人を超え九〇〇人以下のもの	五・〇
九〇〇人を超え九五〇人以下のもの	五・二
九五〇人を超え一、〇〇〇人以下のもの	五・四
一、〇〇〇人を超え一、〇五〇人以下のもの	五・六
一、〇五〇人を超え一、一〇〇人以下のもの	五・九
一、一〇〇人を超え一、一五〇人以下のもの	六・一
一、一五〇人を超え一、二〇〇人以下のもの	六・三
一、二〇〇人を超え一、二五〇人以下のもの	六・六
一、二五〇人を超え一、三〇〇人以下のもの	六・八
一、三〇〇人を超えるもの	七・〇

4 | 第二項の表において「木橋」とは、前年の四月一日現在において道路

法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいう。

5 | 市町村道の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別	率
路面幅員六・五メートル以上の市町村道（橋梁を除く。以下この表において同じ。）	一・一
路面幅員四・五メートル以上六・五メートル未満の市町村道	一・〇
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	〇・七

橋梁

一〇・八

6 | 前項の規定により補正された市町村道の面積は、更に、当該市町村に係る市町村道の面積（前条の規定により算定した市町村道の面積をいう。）を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
一〇人以下のもの	一・〇
一〇人を超え二〇人以下のもの	一・二
二〇人を超え三〇人以下のもの	一・四
三〇人を超え四〇人以下のもの	一・六
四〇人を超え五〇人以下のもの	一・八
五〇人を超え六〇人以下のもの	二・〇
六〇人を超え七〇人以下のもの	二・一
七〇人を超え八〇人以下のもの	二・三
八〇人を超え九〇人以下のもの	二・五
九〇人を超え一〇〇人以下のもの	二・七
一〇〇人を超え一一〇人以下のもの	二・九
一一〇人を超え一二〇人以下のもの	三・一
一二〇人を超え一三〇人以下のもの	三・二
一三〇人を超え一四〇人以下のもの	三・四
一四〇人を超え一五〇人以下のもの	三・六
一五〇人を超え一六〇人以下のもの	三・八

一六〇人を超え一七〇人以下のもの	四・〇
一七〇人を超え一八〇人以下のもの	四・一
一八〇人を超え一九〇人以下のもの	四・三
一九〇人を超え二〇〇人以下のもの	四・五
二〇〇人を超えるもの	四・七

(一般国道等の延長及び面積の補正)

第九条の十二 第九条の十の規定により算定した一般国道等（法第七十七條の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。）の延長及び面積は、次項から第五項まで及び次条に規定する方法により補正するものとする。

2 一般国道等の延長は、法第七十七條の六第二項の指定道府県（以下この条及び第九條の十五第四項において「指定道府県」という。）に係る一般国道等の延長（第九條の十の規定により算定した一般国道等の延長をいう。以下この項において同じ。）を千メートルで除して得た数値又は指定市に係る一般国道等の延長を千メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口（当該指定市の人口を除く。第四項において同じ。）又は当該指定市の人口を除して得た数による次の表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分		率
一、〇〇〇人以下のもの	一、〇〇〇人以下のもの	一・〇
一、〇〇〇人を超え二、〇〇〇人以下のもの		一・五

3)

一般国道等の面積は、次の表の上欄に掲げる一般国道等の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

一般国道等の種別		一般国道（橋梁を除く。）		率
		指定区間内の一 般国道	指定区間外の一 般国道	
高速自動車国道（橋梁を除く。）	砂利道	〇・七	〇・六	〇・六
	舗装道	〇・六	〇・六	
都道府県道（橋梁を除く。）	砂利道	一・〇	一・〇	一・〇
	舗装道	〇・五	〇・五	

二、〇〇〇人を超え三、〇〇〇人以下のもの	一・九
三、〇〇〇人を超え四、〇〇〇人以下のもの	二・三
四、〇〇〇人を超え五、〇〇〇人以下のもの	二・七
五、〇〇〇人を超え六、〇〇〇人以下のもの	三・一
六、〇〇〇人を超え七、〇〇〇人以下のもの	三・六
七、〇〇〇人を超え八、〇〇〇人以下のもの	四・〇
八、〇〇〇人を超え九、〇〇〇人以下のもの	四・四
九、〇〇〇人を超え一〇、〇〇〇人以下のもの	四・八
一〇、〇〇〇人を超え一一、〇〇〇人以下のもの	五・二
一一、〇〇〇人を超え一二、〇〇〇人以下のもの	五・七
一二、〇〇〇人を超え一三、〇〇〇人以下のもの	六・一
一三、〇〇〇人を超え一四、〇〇〇人以下のもの	六・五
一四、〇〇〇人を超えるもの	六・九

4 | 前項の規定により補正された一般国道等の面積は、更に、当該指定道府県に係る一般国道等の面積（第九条の十の規定により算定した一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。）を千平方メートルで除して得た数値又は当該指定市に係る一般国道等の面積を千平方メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口又は当該指定市の人口を除いて得た数による次の表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	率
五〇人以下のもの	一・〇
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	一・二
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの	一・四
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	一・六
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	一・八
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	二・〇
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	二・三
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・五
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・七
四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	二・九
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・一
五五〇人を超え六〇〇人以下のもの	三・三
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの	三・五
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの	三・七

5| 第三項の表において「指定区間」とは、道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間をいう。

(人口の定義等)

第九条の十三 第九条の十一第三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項において「人口」とは、前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口をいう。この場合において、第十三条の三の規定はこれらの項の人口について準用する。

2| 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法第八条の規定により前年度末までに公表されている国勢調査のうち最近のものによる結果による当該人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第九条の十一第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

3| 市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場合には、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の関係市町村について地方自治法施行令第一百七十七条第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそ

それぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして、同項の規定を適用する⁹⁾

4 前二条の規定により市町村道又は一般国道等の延長又は面積を補正する場合において、第九条の十一第二項、第五項及び前条第三項の道路の種類ごとの延長若しくは面積の数、これらの項に定める率を乗じた後の数又は第九条の十一第三項、第六項、前条第二項若しくは第四項に定める率を乗じた後の数にメートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。

(環境性能割額の交付額の算定に用いる資料の提出義務)

第九条の十四 市町村長(特別区の区長を含む。)は、道府県知事の定めるところにより、環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を当該道府県知事に提出しなければならない。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第九条の十五 道府県は、法第七十七条の六第一項の規定により市町村に対し環境性能割額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を発見した日以後に到来する交付時期において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積(第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。)に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によ

り得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した環境性能割額に乘じて得た額とする。

（一）（錯誤を修正した後の市町村道の延長－錯誤を修正する前の市町村道の延長）／錯誤を修正する前の市町村道の延長）＋（（錯誤を修正した後の市町村道の面積－錯誤を修正する前の市町村道の面積）／錯誤を修正する前の市町村道の面積） \times （1/2）

2 前項の場合においては、同項の交付時期において各市町村に交付する額は、政令第四十四条の八第二項の規定により当該交付時期に交付すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該交付時期に交付する同条第二項の交付額として算定した各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

4 第一項前段の規定は、指定道府県が法第七十七条の六第二項の規定により指定市に対し環境性能割額を交付する場合について準用する。

（法第七十七条の十二に規定する総務省令で定める方法）

第九条の十六 法第七十七条の十二に規定する総務省令で定める方法は、道府県知事又は地方税共同機構から得た納付情報により納付する方法とする。

（法第百五十九条に規定する総務省令で定める方法）

第九条 法第百五十九条に規定する総務省令で定める方法は、道府県知事又は地方税共同機構から得た納付情報により納付する方法とする。

(自動車税に係る申告書等の様式)

第九条の二 法第六十条第一項 の規定により提出すべき申告

書又は報告書の様式は、第十六号の四十三様式によるものとする。

第九条の三から第九条の十七まで 削除

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第十条の二の七 政令第四十八条の十四の五第四号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一及び二 略

2 略

(固定資産税に係る書類の様式)

第十四条 固定資産税について、次の表の上欄に掲げる書類(その備付けを法第三百八十条第二項の規定により電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び第十五条の五の二において同じ。)の備付けをもつて行う固定資産課税台帳の全部又は一部、法第三百八十一条第九項の規定により同条第八項の別紙の作成を電磁的記録の作成をもつて行っている場合における同項の規定によるみなす土地補充課税台帳、その備付けを法第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行う土地名寄帳又は家屋名寄帳及びその作成を法第四百十五条第二項又は第四百十九条第五項の規定により電磁的記録の作成をもつて

(種別割に係る申告書等の様式)

第九条の十七 法第七十七条の十三第一項の規定により提出すべき申告

書又は報告書の様式は、第十六号の四十三様式によるものとする。

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第十条の二の七 政令第四十八条の十四の五第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一及び二 略

2 略

(固定資産税に係る書類の様式)

第十四条 固定資産税について、次の表の上欄に掲げる書類(その備付けを法第三百八十条第二項の規定により電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び第十五条の五の二において同じ。)の備付けをもつて行う固定資産課税台帳の全部又は一部、法第三百八十一条第九項の規定により同条第八項の別紙の作成を電磁的記録の作成をもつて行っている場合における同項の規定によるみなす土地補充課税台帳、その備付けを法第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行う土地名寄帳又は家屋名寄帳及びその作成を法第四百十五条第二項又は第四百十九条第五項の規定により電磁的記録の作成をもつて

行う土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿（次項において「電磁的記録による書類」という。）を除く。）の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	様式
略	略
(二) 土地課税台帳及び土地補充課税台帳（法第三百八十一条第八項の規定によりみなされるものを含む。）	第二十四号様式

(五) 土地名寄帳及び家屋名寄帳	第二十八号様式
------------------	---------

(六) 法第三百九十四条の規定によつて道府県知事又は総務大臣に提出すべき固定資産に係る申告書	第三十号様式
--	--------

(七) 評価調書	第三十一号様式
土地に係るもの	第三十二号様式
家屋に係るもの	第三十三号様式
償却資産に係るもの	第三十三号様式

(八) 土地価格等縦覧帳簿	第三十三号の二様式
(九) 家屋価格等縦覧帳簿	第三十三号の三様式

2
略

行う土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿（次項において「電磁的記録による書類」という。）を除く。）の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	様式
略	略
(二) 土地課税台帳及び土地補充課税台帳	第二十四号様式

(五) 法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳	第二十七号様式
----------------------------------	---------

(六) 土地名寄帳	第二十八号様式
-----------	---------

(七) 家屋名寄帳	第二十九号様式
-----------	---------

(八) 法第三百九十四条の規定によつて道府県知事又は総務大臣に提出すべき固定資産に係る申告書	第三十号様式
--	--------

(九) 評価調書	第三十一号様式
土地に係るもの	第三十二号様式
家屋に係るもの	第三十三号様式
償却資産に係るもの	第三十三号様式

(十) 土地価格等縦覧帳簿	第三十三号の二様式
(十一) 家屋価格等縦覧帳簿	第三十三号の三様式

2
略

(法第三百八十二条第二項第四号の総務省令で定める者)

第十五条の五の四 法第三百八十二条第二項第四号に規定する総務省令で定める者は、登記簿の表題部に記録した所有者であつた者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人であつた者とする。

(法第三百八十二条第二項第五号の総務省令で定める場合)

第十五条の五の五 法第三百八十二条第二項第五号に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 不動産登記規則第五百十八条の二第三号に掲げる相続人申告事項(次条第二項及び第四項第一号において「相続人申告事項」という。)に関する変更の登記若しくは更正の登記又は同令第五百十八条の二十九第一項若しくは第五百十八条の三十四第四項の規定により相続人申告登記の抹消をした場合
- 二 不動産登記規則第五百十八条の三十八第一項各号に掲げる事項が同項に規定する検索用情報管理ファイルに記録された場合(法第三百八十二条第二項第一号に掲げる場合を除く。)
- 三 公示用住所(登記簿の表題部に記録した所有者若しくは所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人又は前条に規定する者(次条において「登記名義人等」という。))に係るものに限る。以下この条において同じ。)について不動産登記規則

第二百二条の十五第一項の規定による撤回又は同令第二百二条の十六

(法第三百八十二条第二項第二号の総務省令で定める者)

第十五条の五の四 法第三百八十二条第二項第二号に規定する総務省令で定める者は、登記簿の表題部に記録した所有者であつた者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人であつた者とする。

(法第三百八十二条第二項第三号の総務省令で定める場合)

第十五条の五の五 法第三百八十二条第二項第三号に規定する総務省令で定める場合は、公示用住所(登記簿の表題部に記録した所有者若しくは所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人又は前条に規定する者(次条において「登記名義人等」という。))に係るものに限る。以下この条において同じ。)について不動産登記規則第二百二条の十五第一項の規定による撤回又は同令第二百二条の十六第一項の規定による申出があつたことその他の事由により同令第二百二条の二第一項に規定する公示用住所管理ファイル(以下この条から第十五条の五の八までにおいて「公示用住所管理ファイル」という。)に公示用住所若しくは公示用住所の変更が記録され、又は公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合とする。

第一項の規定による申出があつたことその他の事由により同令第二百二条の二第一項に規定する公示用住所管理ファイル（以下この条、次条及び第十五条の五の八において「公示用住所管理ファイル」という。）に公示用住所若しくは公示用住所の変更が記録され、又は公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合

（法第三百八十二条第二項において準用する同条第一項の総務省令で定める事項）

第十五条の五の六 法第三百八十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）

（において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、同号の登記若しくは登記の抹消に係る権利の登記名義人等の公示用住所、不動産登記規則第二百五十六条の二各号に掲げる事項又は同令第二百五十六条の五各号に掲げる事項とする。

2| 法第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、相続人申告事項とする。

3| 法第三百八十二条第二項（第四号及び第五号に係る部分（第五号に係る部分にあつては前条第三号に掲げる場合に限る。）に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、登記名義人等の公示用住所（公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合にあつては、その旨）とする。

4| 法第三百八十二条第二項（第五号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる

（法第三百八十二条第二項において準用する同条第一項の総務省令で定める事項）

第十五条の五の六 法第三百八十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）

（において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、同号の登記又は登記の抹消に係る権利の登記名義人等の公示用住所
とする。

2| 法第三百八十二条第二項（第二号及び第三号に係る部分

に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、登記名義人等の公示用住所（公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合にあつては、その旨）とする。

場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 前条第一号に掲げる場合 相続人申告事項又は不動産登記規則第五百八十二条の三十四項の規定により相続人申告登記の抹消をした旨
- 二 前条第二号に掲げる場合 不動産登記規則第五百八十二条の三十八第一項各号に掲げる事項

(法第三百八十二条の四の総務省令で定めるもの等)

第十五条の五の八 略

- 2 法第三百八十二条の四に規定する総務省令で定める場合は、法第三百八十二条第二項(第四号又は第五号に係る部分に限る。)において準用する同条第一項の規定により公示用住所が通知された場合(法第三百八十二条第二項(第五号に係る部分に限る。))において準用する同条第一項の規定により公示用住所管理ファイルから当該公示用住所が削除された旨が通知された場合を除く。)とする。

3及び4 略

(法第四百二十二条の三の総務省令で定める事項)

第十五条の八 法第四百二十二条の三に規定する総務省令で定める事項は

、所有者の氏名又は名称並びに土地にあつてはその所在、地番、地目及び地積とし、家屋にあつてはその所在、家屋番号、種類、構造及び床面積とする。

(法第三百八十二条の四の総務省令で定めるもの等)

第十五条の五の八 略

- 2 法第三百八十二条の四に規定する総務省令で定める場合は、法第三百八十二条第二項(第二号又は第三号に係る部分に限る。)において準用する同条第一項の規定により公示用住所が通知された場合(法第三百八十二条第二項(第三号に係る部分に限る。))において準用する同条第一項の規定により公示用住所管理ファイルから当該公示用住所が削除された旨が通知された場合を除く。)とする。

3及び4 略

(法第四百四十二条第九号のエネルギー消費効率)

第十五条の八 法第四百四十二条第九号に規定するエネルギーの使用の合

理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

（法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等）

第十五条の九 法第四百四十六条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスをを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び第十五条の十一において「自動車検査証」という。）において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

2 法第四百四十六条第一項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「細目告示」という。）第四十一条第一

項第十一号の基準とする。

3 | 法第四百四十六條第一項第二号ロに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条及び第十五条の十一において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

4 | 法第四百四十六條第一項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び第十五条の十一において「低排出ガス車認定」という。）を受けた軽自動車とする。

5 | 法第四百四十六條第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 | 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するもの。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。）に適合する軽自動車窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。）に適合する軽自動車窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次号及び第八項第二号において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が八十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第三号及び第三項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 | 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

7 | 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

8 | 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 | 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ | 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ | 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 | 燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・

向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第四項第二号において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9| 法第四百四十六条第二項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（以下この条において「エネルギー消費効率算定告示」という。）
（第一条第一項第三号に掲げる方法とする。）

10| 法第四百四十六条第二項に規定する令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

11| 法第四百四十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

12| 法第四百四十六条第二項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項及び第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項第二号	第四条の五に規定する令	第三条に規定する十・十
	和十二年度燃費基準達成	五モード燃費値（次号及

<p>・向上達成レベル（第十 五条の十一第一項第二号 及び第三項第二号におい て「令和十二年度燃費基 準達成レベル」という。 ）が八十以上であること 及び</p>	<p>その旨</p>
<p>び第八項第二号において 「十・十五モード燃費値 」という。）が同条第一 号に規定する平成二十二 年度基準エネルギー消費 効率（次号及び第八項第 二号において「平成二十 二年度基準エネルギー消 費効率」という。）に百 分の百七十三を乗じて得 た数値以上であること並 びに</p>	<p>その旨並びに自動車のエ ネルギー消費効率の算定 等に関する省令に規定す る国土交通大臣が告示で 定める方法第一条第一項 第二号及び第三号に掲げ る方法（次号及び第八項 第二号において「JCO 八モード法及びWLTC モード法」という。）に より当該軽自動車のエネ</p>

第五項第三号	<p>燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第三号及び第三項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び</p>	<p>ルギー消費効率が算定されていない旨 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
第八項第二号	<p>燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第四項第二号において「令和四年度燃費基準達成レベ</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十三を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

<p>「ル」という。)が百五以上であること及び</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>13 法第四百四十六条第三項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第三号に掲げる方法とする。</p>	
<p>14 法第四百四十六条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。</p>	
<p>15 法第四百四十六条第三項において準用する同条第一項(第三号イに係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項第二号中「第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。)が八十以上であること及び」とあるのは「第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百十六以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する</p>	

る省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨」とする。

16) 国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第十五条の十一第七項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。同項において同じ。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイル（道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルをいう。第十五条の十一第七項において同じ。）に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該軽自動車に対する第五項及び第八項（これらの規定を第十二項及び前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

）
（法第四百五十条の三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額

第十五条の十 法第四百五十条に規定する三輪以上の軽自動車の取得のた

めに通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受ける三輪以上の軽自動車 当該三輪以上の軽自動車を通常の取引の条件に従つて自動車等の販売業者から取得するとした場合における当該三輪以上の軽自動車の販売価額に相当する金額

二 前号に掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車 当該三輪以上の軽自動車が初めて前号に規定する車両番号の指定（以下この号において「初回車両番号指定」という。）を受けたときにおける前号に定める金額に、初回車両番号指定を受けた日の属する年の一月一日から起算した期間に応じて総務大臣が定める割合を乗じて得た額

（法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等）

第十五条の十一 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化

物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

2 法第四百五十一条第一項第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている

こと。

3| 法第四百五十一条第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一| 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ| 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ| 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二| 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上七十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三| 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4| 法第四百五十一条第二項第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一| 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前各項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十五モード燃費値(次号及び第二項から第四項までにおいて「十・十五モ
--------	----------------------------------	--

<p>「ド燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（次号及び第二項から第四項までにおいて「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十二を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（次号及び第二項から第四項までにおいて「JCOモード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

第一項第三号	令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
第二項第二号	令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び その旨	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第三項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上七十五未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の

	<p>第三項第三号</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び</p>	<p>その旨</p>
	<p>第四項第二号</p>	<p>令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び</p>	<p>その旨</p>
	<p>令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び</p>	<p>百五十一を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十七を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モ</p>

		<p>ード法及びWLTTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>6 法第四百五十一条第五項において準用する同条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第一項第二号 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十未満であること及び その旨</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びに その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（第三項第二号において「WLTTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

第三項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上七十五未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
7	<p>国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイルに記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間において、当該軽自動車に対する第一項から第四項まで（これらの規定を前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。</p> <p>（環境性能割に係る申告書等の様式）</p> <p>第十五条の十二 法第四百五十四条第一項の規定により提出すべき申告書又は同条第二項の規定により提出すべき報告書の様式は、第三十三号の四様式によるものとする。</p>	

（法第四百四十八条第一項第一号ホ
原動機付自転車）に規定する総務省令で定める

（環境性能割の修正申告書の記載事項）

第十五条の十三 法第四百五十五条第二項に規定する総務省令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
- 二 三輪以上の軽自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
- 三 三輪以上の軽自動車の取得がされた年月日
- 四 三輪以上の軽自動車の取得の原因
- 五 三輪以上の軽自動車の種別、用途、車名及び型式
- 六 三輪以上の軽自動車の定置場
- 七 既に納付の確定した環境性能割額
- 八 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
- 九 前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
- 十 前各号に掲げるもののほか市町村の条例で定める事項

（三輪以上の軽自動車の性能が良好でないことに類する理由）

第十五条の十四 法第四百五十九条第一項に規定する総務省令で定める理

由は、三輪以上の軽自動車の車体の塗色等が当該三輪以上の軽自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。

（法第四百六十三条の十五第一項第一号ホに規定する総務省令で定める
原動機付自転車）

第十五条の九 法第四百四十八条第一項第一号ホ に規定する総務省令で定める原動機付自転車は、次のいずれかに該当する原動機付自転車とする。

一 三 略

(軽自動車税に係る申告書等の様式)

第十六条 法第四百五十二条第一項 の規定により提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書又は報告書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類	様式
(一) 軽自動車税 申告(報告)書 (軽自動車及び二輪の小型自動車に係る申告(報告)書)	第三十三号の四様式
(二) 軽自動車税 申告(報告)書 兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車) (原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る新規又は変更申告(報告)書)	第三十三号の五様式
(三) 軽自動車税 廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車) (原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る廃車申告書)	第三十四号様式

第十五条の十五 法第四百六十三条の十五第一項第一号ホに規定する総務省令で定める原動機付自転車は、次のいずれかに該当する原動機付自転車とする。

一 三 略

(種別割に係る申告書等の様式)

第十六条 法第四百六十三条の十九第一項の規定により提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書又は報告書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類	様式
(一) 軽自動車税(種別割) 申告(報告)書 (軽自動車及び二輪の小型自動車に係る申告(報告)書)	第三十三号の四の二様式
(二) 軽自動車税(種別割) 申告(報告)書 兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車) (原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る新規又は変更申告(報告)書)	第三十三号の五様式
(三) 軽自動車税(種別割) 廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車) (原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る廃車申告書)	第三十四号様式

(政令第五十六条の四十第一項の総務省令で定める要件)

第二十四条の六の二 政令第五十六条の四十第一項に規定する総務省令で定める要件は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条の十二の規定により事業者設備識別番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第十号に規定する事業者設備識別番号をいう。）の指定を受け、当該事業者設備識別番号により、同法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続して中継電話（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第三号に規定する中継電話をいう。事業者設備識別番号の呼に係る料金が当該事業者設備識別番号に係る着信側の利用者に課される機能を付加して提供されるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が当該第一種指定電気通信設備を設置する者と同程度以上とする。

(法第七百三条の四第三十一項ただし書及び第三十二項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法)

第二十四条の三十の五 法第七百三条の四第三十一項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第三十二項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に当該世帯に属する十八歳に達する日

(政令第五十六条の四十第一項の総務省令で定める要件)

第二十四条の六の二 政令第五十六条の四十第一項に規定する総務省令で定める要件は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条の十一の規定により事業者設備識別番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第十号に規定する事業者設備識別番号をいう。）の指定を受け、当該事業者設備識別番号により、同法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続して中継電話（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第三号に規定する中継電話をいう。事業者設備識別番号の呼に係る料金が当該事業者設備識別番号に係る着信側の利用者に課される機能を付加して提供されるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が当該第一種指定電気通信設備を設置する者と同程度以上とする。

以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額（次項において「補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額」という。）が同条第三十一項に規定する子ども・子育て支援納付金課税限度額（次項において「子ども・子育て支援納付金課税限度額」という。）を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額（当該補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額が子ども・子育て支援納付金課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を子ども・子育て支援納付金課税限度額として計算した子ども・子育て支援納付金課税額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第二十八項の標準子ども・子育て支援納付金課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

（政令第五十六条の八十九第四項第二号に規定する総務省令で定める場合）

第二十四条の三十の六 政令第五十六条の八十九第四項第二号に規定する

（政令第五十六条の八十九第四項第二号に規定する総務省令で定める場合）

第二十四条の三十の五 政令第五十六条の八十九第四項第二号に規定する

総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者が、市町村長に対し、同項第一号に規定する所得割額並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出した場合

二 略

(特定書面等行政機関宛通知及び特定書面等以外行政機関宛通知)

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもの

とする。

一 略

総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者が、市町村長に対し、同項第一号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出した場合

- 二 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者による前号の届出が行われていない場合であつて、市町村長が、当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合

(特定書面等行政機関宛通知及び特定書面等以外行政機関宛通知)

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令(法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。)の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているものとする。

とする。

- 一 法第二十条の十一の規定による資料の提供

二 略

- 三 法第五十三条第六十二項及び第六十三項の規定による通知

- 四 法第五十八条第六項の規定による通知

- 五 法第六十三条第三項及び第四項の規定による通知

- 六 法第七十二条の四十八の二第八項及び第十二項の規定による通知

- 七 法第二百九十四条第三項の規定による通知

- 八 法第三百十七条の規定による通知

二 略

2 法第七百四十七条の五第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十条の十一の規定による資料の提供
- 二 法第五十三条第六十二項及び第六十三項の規定による通知
- 三 法第五十八条第六項の規定による通知
- 四 法第六十三条第二項から第四項までの規定による通知
- 五 法第七十二条の四十八の二第八項及び第十二項の規定による通知
- 六 法第七十三条の十八第四項、第七十三条の二十一第三項及び第七十条の二十二の規定による通知
- 七 法第二百九十四条第三項の規定による通知
- 八 法第三百十七條の規定による通知
- 九 法第三百二十一条の十四第六項の規定による通知
- 十 法第三百八十九條第一項の規定による通知
- 十一 政令第二十四条の三第六項（政令第二十四条の四第八項、第二十条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）の規定による通知
- 十二 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十八条第二項の規

九 法第三百二十一条の十四第六項の規定による通知
十 略

十一 政令第二十四条の三第六項（政令第二十四条の四第八項、第二十条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）の規定による通知

2 法第七百四十七条の五第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるものうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの以外のものをいう。

定による通知

十三 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第四百六条の二の規定による資料の提供

十四 国税通則法第七十四条の十二の規定による資料の提供及び第三百三十一條第二項の規定による通知

3
略

（法第七百四十七條の六第四項の特定徴収金の納付又は納入の手續）

第二十四条の四十五の二 法第七百四十七條の六第四項に規定する特定徴収金の納付又は納入の手續のうち総務省令で定めるものは、第二十四条の三十九第二項の規定により行う書面等地方税関係申告等又は第二十四条の三十九第三項の規定により行う書面等以外地方税関係申告等（政令第五十七條の五の二第四項に掲げる地方税であつて、期限内に行われる申告等に限る。）と同時に行為される第二十四条の四十一第一号に掲げる事項の情報の送信とする。

（法第七百四十七條の六第四項の総務省令で定める金額）

第二十四条の四十五の三 法第七百四十七條の六第四項に規定する総務省令で定める金額は、一億円とする。

第三十一条の二の二 機構は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三條の規定に基づき国土交通大臣（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十四條の四の規定の適用

3
略

第三十一条の二の二 機構は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三條の規定に基づき国土交通大臣（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十四條の四の規定の適用

があるときは、軽自動車検査協会。以下この条において同じ。）が電気通信回線を通じて道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十二条の納付の有無の事実の確認を行う場合であつて、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を地方団体の長がその使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合させることとして、地方団体の長の使用に係る電子計算機の設置及び管理に

附則

第二条の三 削除

（法附則第九条第六項に規定する未収金）

第二条の七 法附則第九条第六項第二号に規定する未収金で総務省令で定めるものは、東京湾横断道路事業会計規則（昭和六十三年建設省令第一

があるときは、軽自動車検査協会。以下この条において同じ。）が電気通信回線を通じて道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十二条の納付の有無の事実の確認を行う場合であつて、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を地方団体の長がその使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合させることとして、地方団体の長の使用に係る電子計算機の設置及び管理に

附則

（法附則第五条の四第三項又は第八項に規定する申告書の提出）

第二条の三 法附則第五条の四第三項又は第八項の申告書の様式は、次の

- 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 所得税法第九十条の規定の適用を受け、かつ、法第四十五条の二第一項又は第三百七十七条の二第一項の申告書を提出しない者 第五十五号の三様式
 - 二 前号に掲げる者以外の者 第五十五号の四様式
- 2 前項第一号に掲げる者は、同号に定める様式による申告書に所得税法第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票を添付しなければならない。

（法附則第九条第七項に規定する未収金）

第二条の七 法附則第九条第七項第二号に規定する未収金で総務省令で定めるものは、東京湾横断道路事業会計規則（昭和六十三年建設省令第一

号) 別表第一に規定する建設事業未収入金とする。

(政令附則第六条の二第二項の配電事業に係る定期支払額として支払うべき金額)

第二条の七の二 政令附則第六条の二第二項第二号に規定する法附則第九条第七項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額及び政令附則第六条の二第二項第三号に規定する法附則第九条第七項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同項第三号に規定する配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)別表第一に規定する配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額として支払うべき金額とする。

(法附則第九条第二十項の取引)

第二条の八 法附則第九条第二十項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(法附則第九条第二十一項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する

号) 別表第一に規定する建設事業未収入金とする。

(政令附則第六条の二第二項の配電事業に係る定期支払額として支払うべき金額)

第二条の七の二 政令附則第六条の二第二項第二号に規定する法附則第九条第八項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額及び政令附則第六条の二第二項第三号に規定する法附則第九条第八項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同項第三号に規定する配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)別表第一に規定する配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額として支払うべき金額とする。

(法附則第九条第二十一項の取引)

第二条の八 法附則第九条第二十一項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する

金額等)

第二条の九 法附則第九条第二十一項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十一項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十二第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

2 法附則第九条第二十一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十一項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十五第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

3 法附則第九条第二十一項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法第二十七条の二十九の二第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

金額等)

第二条の九 法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十二第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

2 法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十五第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

3 法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法第二十七条の二十九の二第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

4 法附則第九条第二十一項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものは、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十四第一項及び第四十五条の二十一の十七第一項の通知を受けた電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者とする。

(法附則第九条第二十二項の取引)

第二条の十 法附則第九条第二十二項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(法附則第九条第二十六項の地域間連系線の整備等を行う者等)

第二条の十二 法附則第九条第二十六項に規定する一般送配電事業者であつて同項に規定する地域間連系線の整備等を行う者として総務省令で定めるものは、系統整備等実施一般送配電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十八第二項に規定する系統整備等実施一般送配電事業者をいう。第三項第一号において同じ。）とする。

2 法附則第九条第二十六項に規定する送電事業者であつて同項に規定する地域間連系線の整備等を行う者として総務省令で定めるものは、系統整備等実施送電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十八第二項に規定する系統整備等実施送電事業者をいう。次項において同じ

4 法附則第九条第二十二項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものは、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十四第一項及び第四十五条の二十一の十七第一項の通知を受けた電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者とする。

(法附則第九条第二十三項の取引)

第二条の十 法附則第九条第二十三項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

。とする。

3| 法附則第九条第二十六項に規定する地域間連系線の整備等に必要な費用に相当する金額として総務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一| 系統整備等実施一般送配電事業者又は系統整備等実施送電事業者（以下この号において「系統整備等実施事業者」という。）が、法附則第九条第二十六項の電気工作物（当該系統整備等実施事業者が整備又は更新の実施をするものに限る。以下この号において「電気工作物」という。）をその供給区域内に有する一般送配電事業者から、当該電気工作物を使用する期間において支払を受ける場合 託送回収金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項第五号に規定する託送回収金相当金をいう。）

二| 前号に掲げる場合以外の場合 系統整備負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項第六号に規定する系統整備負担金相当金をいう。）

（電子情報処理組織による申告の特例）

第三条の二の二 略

2 5 4 略

5 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、同項の事業者は

（電子情報処理組織による申告の特例）

第三条の二の二 略

2 5 4 略

5 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、同項の事業者は

、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第五号に係る部分を除く。）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

（政令附則第七条第二十六項第一号の政府の補助等）

第三条の二の二十三 政令附則第七条第二十六項第一号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に係る医療施設等施設整備費補助金とする。

（政令附則第九条の二の住宅性能向上改修住宅）

第三条の二の二十四 略

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例）

第四条の九 法附則第十二条の二の八第三項 に規定する総務省令

で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 略

2 法附則第十二条の二の八第三項 の規定により届出をしようとする

特例対象事業者は、製造を行おうとする日の五日前までに第十六号の十六の三様式による届出書に次に掲げる書類を添付して、これを法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第二項の道府県知事に提出しなければならない。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五条第二項ただし書に規

、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第四号に係る部分を除く。）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

（政令附則第九条の二の住宅性能向上改修住宅）

第三条の二の二十三 略

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例）

第四条の八の二 法附則第十二条の二の七の二第三項に規定する総務省令

で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 略

2 法附則第十二条の二の七の二第三項の規定により届出をしようとする

特例対象事業者は、製造を行おうとする日の五日前までに第十六号の十六の三様式による届出書に次に掲げる書類を添付して、これを法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第二項の道府県知事に提出しなければならない。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 第百五条第二項ただし書に規

定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類

二 略

3 法附則第十二条の二の八第四項 の規定により届出をしようとする特例対象事業者は、遅滞なく、当該異動に係る事項を記載した第十六号の十六の三様式による届出書を、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第二項の道府県知事に提出しなければならぬ。

4 法附則第十二条の二の八第五項 に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 七 略

5 法附則第十二条の二の八第五項 の規定により帳簿を記載する場合において、前項第四号から第七号までに掲げる事項を記載することが困難であるときは、これらの規定に掲げる事項に代えて、鉄道用車両又は軌道用車両の動力源の燃料として消費又は給油した軽油以外の炭化水素油の数量及び消費又は給油の年月日を記載することができる。

6 法附則第十二条の二の八第六項 の規定による通知は、第一項各号に掲げる事項について行うものとする。

7 法附則第十二条の二の八第三項 の規定による届出をした特例対象事業者に係る附則第四条の七第十一項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

略

定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類

二 略

3 法附則第十二条の二の七の二第四項の規定により届出をしようとする特例対象事業者は、遅滞なく、当該異動に係る事項を記載した第十六号の十六の三様式による届出書を、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第二項の道府県知事に提出しなければならぬ。

4 法附則第十二条の二の七の二第五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 七 略

5 法附則第十二条の二の七の二第五項の規定により帳簿を記載する場合において、前項第四号から第七号までに掲げる事項を記載することが困難であるときは、これらの規定に掲げる事項に代えて、鉄道用車両又は軌道用車両の動力源の燃料として消費又は給油した軽油以外の炭化水素油の数量及び消費又は給油の年月日を記載することができる。

6 法附則第十二条の二の七の二第六項の規定による通知は、第一項各号に掲げる事項について行うものとする。

7 法附則第十二条の二の七の二第三項の規定による届出をした特例対象事業者に係る附則第四条の七第十一項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

略

8 法附則第十二条の二の八第七項 の規定により読み替えて適用する法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四十四条の二十七第一項の規定により同項に規定する報告書を提出する場合において、その提出する報告書に、前項において読み替えて準用する第八条の三十九第一項第八号の二から第八号の五までに掲げる事項を記載することが困難なときは、これらの規定に掲げる事項に代えて、軽油以外の炭化水素油（鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するものに限る。）の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）を記載することができる。

8 法附則第十二条の二の七の二第七項の規定により読み替えて適用する法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四十四条の二十七第一項の規定により同項に規定する報告書を提出する場合において、その提出する報告書に、前項において読み替えて準用する第八条の三十九第一項第八号の二から第八号の五までに掲げる事項を記載することが困難なときは、これらの規定に掲げる事項に代えて、軽油以外の炭化水素油（鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するものに限る。）の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）を記載することができる。

（環境性能割交付金を計算する場合に係る経過措置）

第四条の九 当分の間、第九条の十の規定により道路の延長及び面積を算定する場合には、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調査に記載されている延長及び路面幅員によることができる。

（福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の定義の特例）

第四条の九の二 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する第九条の十三第一項及び第二項の規定（第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定

は、適用しない。

<p>第一項</p>	<p>前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口</p>	<p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）</p>
<p>第二項</p>	<p>昼間人口（従業地、通学地による人口が）により前年度末までに国勢調査のうち最近のもの 当該人口をいう。以下この項及び次項</p>	<p>特例昼間人口（）により 平成二十二年の国勢調査 従業地、通学地による人口に特例率を乗じて得た人口</p>

		常住人口(当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。)	をいう。以下この項
同項の人口	昼間人口から常住人口	特例人口	
		特例昼間人口から特例人口	
		特例人口	

(法附則第十二条の二の十一第一項の認定又は評価)

第四条の十 法附則第十二条の二の十一第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定(附則第五条の二及び附則第五条の二の三において「低排出ガス車認定」という。)又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(附則第五条の二の三において「燃費評価実施要領」という。)第三条から第四条の三までの規定による評価とする。

(法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等)

第四条の十一 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る第九条の二第一項に規定する自動車検査証(以下この条から附則第五条の二までにおいて「自動車検査証」という。)においてノンステップバスである旨が明ら

かにされているものとする。

2| 法附則第十二条の二の十三第一項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同項に規定する路線定期運行の用に供する自動車（第五項第一号において「乗合バス」という。） 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下この条において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。） 第三十七条から第四十二条までの基準

二 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（第五項第二号において「貸切バス」という。） 公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第三十九条の二、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

3| 法附則第十二条の二の十三第二項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証においてリフト付きバスである旨が明らかにされているものとする。

4 | 法附則第十二条の二十三第二項に規定する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とする自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証において空港アクセスバスである旨が明らかにされているものとする。

5 | 法附則第十二条の二十三第二項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 | 乗合バス | 公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準

二 | 貸切バス | 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第三十九条の二、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

6 | 法附則第十二条の二十三第三項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証において認定ユニバーサルデザインタクシーである旨が明らかにされているものとする。

7 | 法附則第十二条の二十三第三項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第

四十五条第一項の基準とする。

8| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める技術基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（附則第五条の二において「細目告示」という。）第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

9| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める被けん引自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において被けん引自動車である旨が明らかにされているものとする。

10| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において衝突被害軽減制動制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。）を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

11| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

12| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

13| 法附則第十二条の二の十三第五項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一 法附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ 法附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ 自動車の通常の取得価額（法第百五十六条に規定する通常の取得

価額をいう。次号ロにおいて同じ。）

ハ 自動車の乗車定員

二 法附則第十二条の二の十三第四項の規定の適用を受けようとする場

合 次に掲げる事項

イ 法附則第十二条の二の十三第四項の規定の適用を受けようとする旨

ロ 自動車の通常の取得価額

ハ 自動車の車両総重量（第九条の二第三項第一号に規定する車両総重量をいう。附則第五条の二第二項において同じ。）

ニ 自動車の乗車定員

14 前項第一号ハ並びに第二号ハ及びニに掲げる事項は、当該自動車に係る法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

（法附則第十二条の三第一項の専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第五条

法附則第十二条の三第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）において燃料が可燃性天然ガスである旨

が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

- 2| 法附則第十二条の三第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した自動車で当該自動車に係る
自動車検査証において主燃料がメタノールである旨が明らかにされているものとする。

3| 略

- 4| 法附則第十二条の三第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

- 5| 法附則第十二条の三第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

- 6| 法附則第十二条の三第一項第一号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてプラグインハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

（法附則第十二条の三第二項第二号の基準等）

第五条の二 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成三十年十月

- ①| 法附則第十二条の三第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した自動車で当該自動車に係る第九条の二第一項に規定する自動車検査証において主燃料がメタノールである旨が明らかにされているものとする。

2| 略

（法附則第十二条の三第二項第二号の基準等）

第五条の二 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成三十年十月

一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準とする。

2 | 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 | 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次号及び次項において同じ。）が三・五トン以下の自動車
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。第五項及び第九項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 | 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

3 | 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平

一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示

第四十一条第一項第十一号の基準とする。

2 | 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平

成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する同条第一項に規定する天然ガス自動車とする。

- 一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示

第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)第五条の規定による認定(以下この条及び附則第五条の二の三において「低排出ガス車認定」という。)を受けたものであること。

二 略

- 4 法附則第十二条の三第三項第一号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

- 5 法附則第十二条の三第三項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係

成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する天然ガス自動車とする。

- 一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第五百二十八号)による改正前の細目告示(以下この条において「旧細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定

を受けたもので

あること。

二 略

る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

6 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める同法第五百一一条第一号イに規定するエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号)に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号)に定める基準エネルギー消費効率

7 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する同条第一項第一号に規定するガソリン自動車とする。

一 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成十六年国

3 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する

ガソリン自動車とする。

一 略

二 第九条の二第八項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベ

土交通省告示第六十一号。次号及び附則第五条の二の三において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十項第二号及び第十三項第一号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十項第三号及び第十三項第二号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

8 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

9 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

10 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する同条第一項第一号に規定する石油ガス自動車とする。

ル（以下この条

において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 第九条の二第八項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一〇三略

11| 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

12| 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

13| 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する軽油自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する同条第一項第二号に規定する軽油自動車とする。

一及び二略

一〇三略

5| 法附則第十二条の三第二項第六号に規定する軽油自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一及び二略

6| 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

7 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

8 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する軽油自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9| 国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の五第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消後にその対象となつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。）に記載されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第三項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

（法附則第十二条の四第一項の運行に相当するもの）

第五条の二の二 法附則第十二条の四第一項に規定する法第百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い利用することをいう。

14| 国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の五第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消後にその対象となつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。）に記載されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第七項、第十項又は前項の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

（法附則第十二条の四第一項の運行に相当するもの）

第五条の二の二 法附則第十二条の四第一項に規定する道路運送車両法第二十五条第二項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い利用することをいう。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2 15 略

16 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設（焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第十五条の四の二第一項の認定（同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を含む。）に係るものとする。

17 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置及び中和装置

とする。

18 22 略

23 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置及び緊急遮断装置を同時に設置する場合のこれらのものその他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2 15 略

16 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設（焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第十五条の四の二第一項の認定（同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を含む。）及び同法第十五条の四の二第一項の認定に係るものとする。

17 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置及びイオン交換装置とする。

18 22 略

23 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置
その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

24 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定める車両は、既に事

- 業の用に供されていた車両（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により承継した車両のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この項において「既存更新車両」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。
- 一 当該車両の最高速度が既存更新車両の最高速度を超えること。
 - 二 当該車両の最高出力が既存更新車両の最高出力を超えること。
- 24 政令附則第十一条第八項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、デイスペンサーを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。
- 25 法附則第十五条第六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、クリーンエネルギー自動車普及促進充電・充てんインフラ等導入促進事業費に係る補助とする。
- 25 政令附則第十一条第九項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、デイスペンサーを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。
- 26 法附則第十五条第七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、クリーンエネルギー自動車普及促進充電・充てんインフラ等導入促進事業費に係る補助とする。

26| 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

27| 法附則第十五条第七項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一及び二 略

28| 法附則第十五条第七項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に係る基準に適合することについて国土交通大臣の証明がされた船舶とする。

29| 政令附則第十一条第十三項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一 五 略

30| 法附則第十五条第九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木建造物の耐久性の確保に資する補強若しくは改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業若

27| 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

28| 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一及び二 略

29| 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に係る基準に適合することについて国土交通大臣の証明がされた船舶とする。

30| 政令附則第十一条第十四項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一 五 略

31| 法附則第十五条第十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木建造物の耐久性の確保に資する補強若しくは改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業若しくはインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業

しくはローカル鉄道観光資源活用促進事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

に係る補助のうち安全性の向

31| 法附則第十五条第九項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 八 略

32| 法附則第十五条第十項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 略

二 前号に掲げる車両以外の車両（同号に掲げる車両と連結して事業の用に供されるものに限る。）で、法附則第十五条第十項に規定する高齢者、障害者等が当該車両の客室に特定乗降口から貫通路を通じて容易に至ることができる構造であるもの

33| 政令附則第十一条第十四項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 法附則第十五条第十一項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもののうち、既に事業の用に供されていた車両を当該事業の用に供しなくなったことに伴い当該車両に代えて当該事業の用に供される車両（以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。）又は代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の編成を構成する車両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の

上のために交付されるものとする。

32| 法附則第十五条第十項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 八 略

33| 法附則第十五条第十一項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 略

二 前号に掲げる車両以外の車両（同号に掲げる車両と連結して事業の用に供されるものに限る。）で、法附則第十五条第十一項に規定する高齢者、障害者等が当該車両の客室に特定乗降口から貫通路を通じて容易に至ることができる構造であるもの

34| 政令附則第十一条第十五項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 法附則第十五条第十二項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもののうち、既に事業の用に供されていた車両を当該事業の用に供しなくなったことに伴い当該車両に代えて当該事業の用に供される車両（以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。）又は代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の編成を構成する車両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の

用に供するものを除く。以下この号及び次号イにおいて「非代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、イ及びロに掲げる要件）のいずれにも該当するもの
イホ 略

二 法附則第十五条第十一項に規定する改良された車両で政令で定めるもののうち、次に掲げる車両
イ及びロ 略

34| 法附則第十五条第十一項第一号に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

35| 政令附則第十一条第十六項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一〜三 略

36| 政令附則第十一条第十六項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

37| 政令附則第十一条第十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この項において同じ。）が施行される同号に規定する都

用に供するものを除く。以下この号及び次号イにおいて「非代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、イ及びロに掲げる要件）のいずれにも該当するもの
イホ 略

二 法附則第十五条第十二項に規定する改良された車両で政令で定めるもののうち、次に掲げる車両
イ及びロ 略

35| 法附則第十五条第十二項第一号に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

36| 政令附則第十一条第十七項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一〜三 略

37| 政令附則第十一条第十七項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

38| 政令附則第十一条第十八項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この項において同じ。）が施行される同号に規定する都

市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この項において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされたものとする。

38| 政令附則第十一条第十八項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

39| 法附則第十五条第十六項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一〜四 略

40| 法附則第十五条第十六項に規定する政府又は地方公共団体の補助で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道施設の安全対策事業に係る政府の補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業又はロー

カル鉄道観光資源活用促進事業に係る補助

二 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業に限る。）又は

市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この項において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされたものとする。

39| 政令附則第十一条第十九項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

40| 法附則第十五条第十七項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一〜四 略

41| 法附則第十五条第十七項に規定する政府又は地方公共団体の補助で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道施設の安全対策事業に係る政府の補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業

に係る補助

二 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業に限る。）又は

先進車両導入等に係る政府の補助のうち先進車両導入支援事業、先進車両導入支援試験実証事業若しくはインバウンド先進車両導入支援事業に係る補助又はローカル鉄道観光資源活用促進事業を原資とする地方公共団体の補助

41) 法附則第十五条第十七項第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。第四十五項

において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（第四十三項において「中小事業者等」という。）が新設したものとする。

先進車両導入等に係る政府の補助のうち先進車両導入支援事業、先進車両導入支援試験実証事業若しくはインバウンド先進車両導入支援事業に係る補助を原資とする地方公共団体の補助

42) 法附則第十五条第十八項第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。次項並びに第四十六項第一号及び第二号において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者若しくは同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（第四十四項第二号において「中小事業者等」という。）又は同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等が新設したものとする。

43) 法附則第十五条第十八項第二号に規定するエタノールその他の総務省令で定める燃料は、利用促進法施行令第二条第三号に掲げるエタノール（次項第一号において「エタノール」という。）又は同条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステル（次項第二号において「脂肪酸メチルエステル

42) 法附則第十五条第十七項第二号に規定する設備で総務省令で定めるものは、エタノール製造設備（利用促進法施行令第二条第三号に掲げるエタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉碎器、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）とする。

44) 法附則第十五条第十八項第二号に規定する設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備

「という。）とする。」

とする。

一 エタノール製造設備（エタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉碎器、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

二 脂肪酸メチルエステル製造設備（脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれ

- 43) 法附則第十五条第十七項第三号に規定する設備で総務省令で定めるものは、脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち中小事業者等が新設したものとする。
- 44) 法附則第十五条第十七項第四号に規定する水素その他の総務省令で定める成分は、水素、一酸化炭素及びメタンとする。
- 45) 法附則第十五条第十七項第四号に規定するガスを製造するための設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。
- 一及び二 略
- 46) 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。
- 47) 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。
- 一 三 略
- 48) 政令附則第十一条第二十五項に規定する総務省令で定める要件は、係
- らのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち中小事業者等が新設したもの
- 45) 法附則第十五条第十八項第三号に規定する水素その他の総務省令で定める成分は、水素、一酸化炭素及びメタンとする。
- 46) 法附則第十五条第十八項第三号に規定するガスを製造するための設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。
- 一及び二 略
- 47) 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。
- 48) 政令附則第十一条第二十五項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。
- 一 三 略
- 49) 政令附則第十一条第二十六項に規定する総務省令で定める要件は、係

留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

49| 法附則第十五条第十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

50| 政令附則第十一条第二十六項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三 略

51| 法附則第十五条第二十一項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路とする。

52| 政令附則第十一条第二十七項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 六 略

53| 政令附則第十一条第二十八項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

54| 政令附則第十一条第二十九項に規定する停車場建物及び旅客用通路に

留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

50| 法附則第十五条第二十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

51| 政令附則第十一条第二十七項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三 略

52| 法附則第十五条第二十二項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路とする。

53| 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 六 略

54| 政令附則第十一条第二十九項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

55| 政令附則第十一条第三十項に規定する停車場建物及び旅客用通路に

係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第二十八項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

55) 法附則第十五条第二十四項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けた者により製造される次世代型太陽電池及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第二十九項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

56) 法附則第十五条第二十五項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる太陽光発電設備

及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

一 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二十二條の三第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した設備であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 出力五十キロワット以上であること。

ロ 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

(1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る。）又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る。）を受けて取得した

設備

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の二十四第一項に規定する対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業により取得した設備

ハ 建築物の屋根に設ける設備でないこと。

ニ 公有地に設ける設備でないこと。

二 産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備

57 法附則第十五条第二十五項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

58 法附則第十五条第二十五項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。

59 法附則第十五条第二十五項第一号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

60 法附則第十五条第二十五項第一号ニに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。

61 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。

62 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する特定バイオマス発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三

56 法附則第十五条第二十四項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。

57 法附則第十五条第二十四項第一号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

58 法附則第十五条第二十四項第一号ニに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。

59| 法附則第十五条第二十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設総合安全対策事業費に係る補助とする。

60| 法附則第十五条第二十五項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条第二号及び第三号に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

61| 法附則第十五条第二十五項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区におけるラーメン構造形式の橋台のうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として国土交通大臣の証明がされたものとする。

62| 法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

63| 法附則第十五条第二十七項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉

条第二十七号に定める設備の区分等に該当する設備とする。

63| 法附則第十五条第二十五項第三号イに規定する総務省令で定めるものは、第五十五項第二号に掲げる設備とする。

64| 法附則第十五条第二十五項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。

65| 法附則第十五条第二十五項第四号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。

66| 法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設総合安全対策事業費に係る補助とする。

67| 法附則第十五条第二十六項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条第二号及び第三号に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

68| 法附則第十五条第二十六項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区におけるラーメン構造形式の橋台のうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として国土交通大臣の証明がされたものとする。

69| 法附則第十五条第二十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

70| 法附則第十五条第二十八項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉

<p>、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。</p> <p>64] 法附則第十五条第二十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、協働防護計画作成事業に係る補助とする。</p> <p>65] 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた協定特定港湾施設は、同項に規定する基準に適合することにつき国土交通大臣の証明がされたものとする。</p>	<p>66] 政令附則第十一条第三十四項第六号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一及び二 略</p>	<p>67] 法附則第十五条第二十九項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 159 751 432"> <p>一 政令附則第三十一條第三十 三項第一号に 規定する一般 送配電事業者 又は配電事業 者</p> </td> <td data-bbox="379 432 751 1115"> <p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 159 379 432"> <p>二 政令附則第三十一條第三十 三項第二号に 規定する電気</p> </td> <td data-bbox="159 432 379 1115"> <p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを收容し、又は保護するための土木設備</p> </td> </tr> </table>	<p>一 政令附則第三十一條第三十 三項第一号に 規定する一般 送配電事業者 又は配電事業 者</p>	<p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p>	<p>二 政令附則第三十一條第三十 三項第二号に 規定する電気</p>	<p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを收容し、又は保護するための土木設備</p>
<p>一 政令附則第三十一條第三十 三項第一号に 規定する一般 送配電事業者 又は配電事業 者</p>	<p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p>						
<p>二 政令附則第三十一條第三十 三項第二号に 規定する電気</p>	<p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを收容し、又は保護するための土木設備</p>						
<p>、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。</p> <p>71] 法附則第十五条第二十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、協働防護計画作成事業に係る補助とする。</p> <p>72] 政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた協定特定港湾施設は、同項に規定する基準に適合することにつき国土交通大臣の証明がされたものとする。</p>	<p>73] 政令附則第十一条第三十五項第六号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一及び二 略</p>	<p>74] 法附則第十五条第三十項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1124 751 1397"> <p>一 政令附則第三十一條第三十 四項第一号に 規定する一般 送配電事業者 又は配電事業 者</p> </td> <td data-bbox="379 1397 751 2067"> <p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1124 379 1397"> <p>二 政令附則第三十一條第三十 四項第二号に 規定する電気</p> </td> <td data-bbox="159 1397 379 2067"> <p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを收容し、又は保護するための土木設備</p> </td> </tr> </table>	<p>一 政令附則第三十一條第三十 四項第一号に 規定する一般 送配電事業者 又は配電事業 者</p>	<p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p>	<p>二 政令附則第三十一條第三十 四項第二号に 規定する電気</p>	<p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを收容し、又は保護するための土木設備</p>
<p>一 政令附則第三十一條第三十 四項第一号に 規定する一般 送配電事業者 又は配電事業 者</p>	<p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p>						
<p>二 政令附則第三十一條第三十 四項第二号に 規定する電気</p>	<p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを收容し、又は保護するための土木設備</p>						

通信事業者	
三 政令附則第三十一条第三十三項第三号に規定する事業者	ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備

68] 法附則第十五条第三十項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画の区域内にある全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が法附則第十五条第三十項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

69] 政令附則第十一条第三十五項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が同項第一号及び第二号に規定する要件のいずれにも該当することにつき国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

70] 政令附則第十一条第三十五項第一号に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一〇十一 略

通信事業者	
三 政令附則第三十一条第三十四項第三号に規定する事業者	ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備

75] 法附則第十五条第三十一項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が法附則第十五条第三十一項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

76] 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が同項第一号及び第二号に規定する要件のいずれにも該当することにつき国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

77] 政令附則第十一条第三十六項第一号に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一〇十一 略

71| 政令附則第十一条第三十五項第二号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

一 五 略

72| 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

73| 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

74| 政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定める法人は、一般

社団法人（市町村が社員となつていゝるものでその有する議決権（その社員のうち農業協同組合が含まれていゝる場合には、当該農業協同組合の

78| 政令附則第十一条第三十六項第二号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

一 五 略

79| 政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。

80| 政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

イ 当該機械及び装置の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械及び装置の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額
二 購入以外の方法により取得した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時に於ける当該機械及び装置の取得のために通常要する価額

ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額

有する議決権を含む。)の数が議決権の総数の過半を占めるものに限る。
。又は一般財団法人(市町村が基本財産の拠出者となつていゝるものでその拠出した基本財産(その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれていゝる場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。)の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。)

75| 政令附則第十一条第四十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

76| 法附則第十五条第三十六項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)第十一条の三各号に掲げるものうち同令第十条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。

77| 法附則第十五条第三十六項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。

78| 政令附則第十一条第四十二項に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた固定資産とする。

一 略

二 前号に掲げる土地の上に設置される都市再生特別措置法施行規則第十一条の二第一号から第三号まで及び第五号から第十三号までに掲げ

81| 政令附則第十一条第四十二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

82| 法附則第十五条第三十七項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)第十一条の三各号に掲げるものうち同令第十条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。

83| 法附則第十五条第三十七項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。

84| 政令附則第十一条第四十三項に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた固定資産とする。

一 略

二 前号に掲げる土地の上に設置される都市再生特別措置法施行規則第十一条の二第一号から第三号まで及び第五号から第十号 までに掲げ

る施設等の用に供する償却資産

三 都市再生特別措置法施行規則第十一条の二第四号に掲げる施設等（改修（増築、改築又は模様替をいう。）が行われたもので、かつ、一般公衆の利用に供する部分（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある部分を除く。）に限る。）又は同条第十三号に掲げる施設等（一般公衆の利用に供する部分（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある部分を除く。）に限る。）の用に供する家屋

79| 法附則第十五条第三十七項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができ無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注22(1)に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

80| 政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

81| 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一 当該事業が行われる政令附則第十一条第四十四項に規定する都市機

る施設等の用に供する償却資産

三 都市再生特別措置法施行規則第十一条の二第四号に掲げる施設等の用に供する家屋（改修（増築、改築又は模様替をいう。）が行われたもので、かつ、一般公衆の利用に供する部分（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある部分を除く。）に限る。）

85| 法附則第十五条第三十八項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができ無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注22(1)に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

86| 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

87| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一 当該事業が行われる政令附則第十一条第四十五項に規定する都市機

能誘導区域（次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。）
内において十以上の自転車駐車場を用いて行うものであること。

二 略

82| 法附則第十五条第三十八項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

一 略

二 自転車駐車器具（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）
| 第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具をいう。）で次に掲
げる要件のいずれにも該当するもの
イ及びロ 略

83| 法附則第十五条第三十九項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

84| 法附則第十五条第三十九項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

85| 法附則第十五条第四十一項に規定する政府の補助で総務省令で定める

能誘導区域（次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。）
内において十以上の自転車駐車場を用いて行うものであること。

二 略

88| 法附則第十五条第三十九項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

一 略

二 自転車駐車器具（道路法施行令
| 第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具をいう。）で次に掲
げる要件のいずれにも該当するもの
イ及びロ 略

89| 法附則第十五条第四十項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

90| 法附則第十五条第四十項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

91| 法附則第十五条第四十二項に規定する政府の補助で総務省令で定める

ものは、港湾における脱炭素化促進事業に係る補助とする。

86| 法附則第十五条第四十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、陸上電力供給設備とする。

87| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定めるときは、次に掲げる事項のいずれかについて変更するときとする。

一 法附則第十五条第四十二項に規定する雇業者給与等支給額の引上げの方針

二 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第三項第一号及び第二号に掲げる事項（政令附則第十一条第四十五項に規定する先端設備等導入計画を最初に提出した日の属する事業年度が令和六年度であつて、同項に規定する雇業者給与等支給増加割合の算出につき当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇業者給与等支給額を用いた当該計画に記載されたものに限る。）

88| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める日は、中小企業等経営強化法施行規則第二十六条第一項の規定により同項に規定する申請書を提出した日とする。

89| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 略

二 法附則第十五条第四十二項に規定する中小事業者等が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なもので

ものは、港湾における脱炭素化促進事業に係る補助とする。

92| 法附則第十五条第四十二項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、陸上電力供給設備とする。

93| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定めるときは、次に掲げる事項のいずれかについて変更するときとする。

一 法附則第十五条第四十三項に規定する雇業者給与等支給額の引上げの方針

二 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第三項第一号及び第二号に掲げる事項（政令附則第十一条第四十六項に規定する先端設備等導入計画を最初に提出した日の属する事業年度が令和六年度であつて、同項に規定する雇業者給与等支給増加割合の算出につき当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇業者給与等支給額を用いた当該計画に記載されたものに限る。）

94| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める日は、中小企業等経営強化法施行規則第二十六条第一項の規定により同項に規定する申請書を提出した日とする。

95| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 略

二 法附則第十五条第四十三項に規定する中小事業者等が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なもので

あること。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額／設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

90| 政令附則第十一条第四十六項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

91| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十二項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十二項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

92| 法附則第十五条第四十三項に規定する電気自動車で総務省令で定めるものは、電気自動車（燃料電池自動車を除く。）とする。

93| 政令附則第十一条第四十九項第一号に規定する土地で総務省令で定めるものは、同条第五十項に規定する設備を設置するための台の水平投影面積に相当する土地とする。

94| 政令附則第十一条第四十九項第二号に規定する電気自動車が充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは、次項に規

あること。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額／設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

96| 政令附則第十一条第四十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

97| 政令附則第十一条第四十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十三項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十三項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

98| 法附則第十五条第四十四項に規定する電気自動車で総務省令で定めるものは、電気自動車（燃料電池自動車を除く。）とする。

99| 政令附則第十一条第五十項第一号に規定する土地で総務省令で定めるものは、同条第五十一項に規定する設備を設置するための台の水平投影面積に相当する土地とする。

100| 政令附則第十一条第五十項第二号に規定する電気自動車が充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは、次項に規

定する充電設備により同時に充電することができる電気自動車（法附則第十五条第四十四項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要した面積と著しく異なる場合にあつては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が同条第四十四項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

95| 政令附則第十一条第五十項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四十四項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

96| 法附則第十五条第四十四項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、土工、土留擁壁、橋りよう（架け替えられたものを除く。）、落石覆い等設備及びこれらに関連する施設であつて次に掲げる線区に存するものうち、豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

一〇三略

定する充電設備により同時に充電することができる電気自動車（法附則第十五条第四十五項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要した面積と著しく異なる場合にあつては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が法附則第十五条第四十五項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

101| 政令附則第十一条第五十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四十五項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

102| 法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、土工、土留擁壁、橋りよう（架け替えられたものを除く。）、落石覆い等設備及びこれらに関連する施設であつて次に掲げる線区に存するものうち、豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

一〇三略

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第十三項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第十七項に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第十三項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第十六項に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積

に対する割合、同条第二十二項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十七項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第三十項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合、同条第三十七項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修等専有部分の床面積に対する割合、同条第四十一項に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第四十四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合、同条第四十七項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分の床面積に対する割合、同条第五十項に規定する人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積並びに同条第五十一項及び第五十二項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋

に対する割合、同条第二十一項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第二十九項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合、同条第三十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修等専有部分の床面積に対する割合、同条第四十項に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第四十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合、同条第四十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分の床面積に対する割合、同条第四十九項に規定する人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積並びに同条第五十項及び第五十一項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋

の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第十一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第十三項第一号ロ及び第二号、第十七項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第二十二項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第二十七項、第三十項、第三十四項、第三十七項、第四十一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第四十四項、第四十七項、第五十項、第五十一項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十二項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

3 6 略

7 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することに

の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第十一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第十三項第一号ロ及び第二号、第十六項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第二十一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第二十六項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第四十項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第四十三項、第四十六項、第四十九項、第五十項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十一項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

3 6 略

7 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第十九項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することに

より証明がされた住宅とする。

8 政令附則第十二条第二十一項第三号に規定する総務省令で定める部分
は、共同住宅等である耐震基準適合住宅の次に掲げる部分とする。

一及び二 略

9 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に
掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定す
る申告書に当該納税義務者の個人番号（当該書類を提出する者の個人番
号に限る。次項及び第十二項において同じ。）を記載して提出したとき
は、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 略

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 政令附則第十二条第二十四項第一号に掲げる者 その者の住民票
の写し

ロ 政令附則第十二条第二十四項第二号に掲げる者 その者の介護保
険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し

ハ 政令附則第十二条第二十四項第三号に掲げる者 同号に該当する
旨を証する書類の写し

三 略

四 政令附則第十二条第二十五項に規定する補助金等の交付、居宅介護
住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、
当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予
防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書
類

より証明がされた住宅とする。

8 政令附則第十二条第二十項第三号に規定する総務省令で定める部分
は、共同住宅等である耐震基準適合住宅の次に掲げる部分とする。

一及び二 略

9 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に
掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定す
る申告書に当該納税義務者の個人番号（当該書類を提出する者の個人番
号に限る。次項及び第十二項において同じ。）を記載して提出したとき
は、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 略

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 政令附則第十二条第二十三項第一号に掲げる者 その者の住民票
の写し

ロ 政令附則第十二条第二十三項第二号に掲げる者 その者の介護保
険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し

ハ 政令附則第十二条第二十三項第三号に掲げる者 同号に該当する
旨を証する書類の写し

三 略

四 政令附則第十二条第二十四項に規定する補助金等の交付、居宅介護
住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、
当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予
防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書
類

五略

10 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一及び二 略

三 政令附則第十二条第三十二項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

四略

11略

12 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一〜三 略

四 政令附則第十二条第三十二項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

五略

13略

14 政令附則第十二条第四十九項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正

五略

10 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一及び二 略

三 政令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

四略

11略

12 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一〜三 略

四 政令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

五略

13略

14 政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正

化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。

15 政令附則第十二条第四十九項第二号ロに規定する総務省令で定める部分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額に係る部分とする。

16 略

17 法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 政令附則第十二条第四十九項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三 政令附則第十二条第四十九項第一号ロに該当する旨を証する書類

四 次に掲げるマンシヨンの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンシヨン 政令附則第十二条第四十九項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

ロ マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンシヨン マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十九項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。

15 政令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する総務省令で定める部分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額に係る部分とする。

16 略

17 法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 政令附則第十二条第四十八項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三 政令附則第十二条第四十八項第一号ロに該当する旨を証する書類

四 次に掲げるマンシヨンの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンシヨン 政令附則第十二条第四十八項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

ロ マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンシヨン マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

五略

18 略

19 法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

20 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に關しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

略	政令附則第十二条第一項第九号	人の居住の用に供する専有部分でその床面積	併用住宅にあつては、当該専有部分の床面積のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。
	略	略	略
	略	略	略

五略

18 略

19 法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第十九項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

20 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に關しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

略	政令附則第十二条第一項第九号	人の居住の用に供する専有部分でその床面積	併用住宅にあつては、当該専有部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。
	略	略	略
	略	略	略

<p>政令附則第十 二条第十六項 第一号イ</p>		<p>政令附則第十 二条第七項</p>
<p>床面積</p>	<p>略</p>	<p>人の居住の用に供する専有部分（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち、ち人の居住の用に供するために独立的に区画された一部分。以下この項において「特定専有部分」という。）のいずれかの床面積</p>
<p>併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とする。</p>	<p>略</p>	<p>併用住宅にあつては、当該専有部分の床面積のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。</p>

略

<p>政令附則第十 二条第十六項 第一号ロ</p>	<p>人の居住の用に供するため に独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積</p>	<p>併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十 二条第十六項 第二号</p>	<p>居住用専有部に係る人の居住の用に供する専有部分（居住用専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち人の居住の用に供する</p>	<p>併用住宅にあつては、当該専有部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第十 二条第十七項 第二号イ</p>	<p>政令附則第十 二条第十七項 第一号イ及び ロ</p>	
<p>特定居住用部 分の床面積</p>	<p>専有部分の床 面積</p>	<p>ために独立的 に区画された 一の部分。以 下この号、第 十八項第二号 及び第三十九 項第二号にお いて「特定居 住用専有部分 」という。） のいずれかの 床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各専有 部分の床面積の割合により配分し て、それぞれの各部分の床面積に 算入する。</p>	

<p>政令附則第十 二条第十六項 第二号イ</p>	<p>政令附則第十 二条第十六項 第一号イ及び ロ</p>	
<p>特定居住用部 分の床面積</p>	<p>専有部分の床 面積</p>	
<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各専有 部分の床面積の割合により配分し て、それぞれの各部分の床面積に 算入する。</p>	

政令附則第十 二条第十七項 第二号ロ	特定居住用部 分の床面積	面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。
政令附則第十 二条第十七項 第三号イ	特定居住用部 分以外の部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分以外の部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
特定居住用部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により	

政令附則第十 二条第十六項 第二号ロ	特定居住用部 分の床面積	面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。
政令附則第十 二条第十六項 第三号イ	特定居住用部 分以外の部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分以外の部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
特定居住用部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により	

<p>政令附則第十 二条第十七項 第四号ロ</p>			<p>政令附則第十 二条第十七項 第三号ロ</p>
<p>専有部分の床面積</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>専有部分の床面積</p>	<p>特定居住用部分以外の部分の床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分以外の部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第十 二条第十六項 第四号ロ</p>			<p>政令附則第十 二条第十六項 第三号ロ</p>
<p>専有部分の床面積</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>専有部分の床面積</p>	<p>特定居住用部分以外の部分の床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分以外の部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

	<p>政令附則第十 二条第十八項</p>	<p>第一号ロ</p>	<p>政令附則第十 二条第十八項</p>	<p>第二号</p>	<p>政令附則第十 二条第十八項</p>	<p>併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
--	--------------------------	-------------	--------------------------	------------	--------------------------	---	---	--

		<p>部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	
--	--	--	--

<p>政令附則第十 二条第二十二 項第二号イ</p>	<p>政令附則第十 二条第二十二 項第一号ロ</p>	<p>政令附則第十 二条第二十一 項第三号</p>
<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>	<p>一の独立区画部分の床面積</p>	<p>一の独立区画部分（人の居住の用に供するため）に独立的に区画された部分として総務省令で定める部分をいう。以下この条において同じ。）の床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第十 二条第二十一 項第二号イ</p>	<p>政令附則第十 二条第二十一 項第一号ロ</p>	<p>政令附則第十 二条第二十項 第三号</p>
<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>	<p>一の独立区画部分の床面積</p>	<p>一の独立区画部分（人の居住の用に供するため）に独立的に区画された部分として総務省令で定める部分をいう。以下この条において同じ。）の床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

		政令附則第十 二条第二十二 項第二号ロ		
居住用専有部 分の床面積	居住用専有部 分の床面積	居住専有独立 部分の床面積	人の居住の用 に供する部分 の床面積	居住用専有部 分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

		政令附則第十 二条第二十一 項第二号ロ		
居住用専有部 分の床面積	居住用専有部 分の床面積	居住専有独立 部分の床面積	人の居住の用 に供する部分 の床面積	居住用専有部 分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

政令附則第十 二条第三十六		政令附則第十 二条第三十項	政令附則第十 二条第二十九 項第二号	
特定居住用部 分の床面積	高齢者等居住 改修専有部 分の床面積	特定居住用部 分の床面積	特定居住用部 分の床面積	
共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各高 齢者等居住改修専有部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。

政令附則第十 二条第三十五		政令附則第十 二条第二十九 項	政令附則第十 二条第二十八 項第二号	
特定居住用部 分の床面積	高齢者等居住 改修専有部 分の床面積	特定居住用部 分の床面積	特定居住用部 分の床面積	
共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各高 齢者等居住改修専有部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各高 齢者等居住改修専有部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。

<p>項第二号</p>	<p>政令附則第十 二条第三十七 項</p>	<p>特定居住用部 分の床面積</p>	<p>熱損失防止改 修等専有部 分の床面積</p>	<p>項第一号</p>	<p>政令附則第十 二条第三十九 項</p>	<p>床面積（共同 住宅等にあつ ては、人の居 住の用に供す るために独立 的に区画され た一の部分の</p>	<p>面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。</p>	<p>面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。</p>
<p>項第二号</p>	<p>政令附則第十 二条第三十六 項</p>	<p>特定居住用部 分の床面積</p>	<p>熱損失防止改 修等専有部 分の床面積</p>	<p>項第一号</p>	<p>政令附則第十 二条第三十八 項</p>	<p>床面積</p>	<p>面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。</p>	<p>面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。</p>

<p>政令附則第十 二条第四十一 項第一号ロ</p>	<p>一の独立区画 部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十 二条第四十項 第三号</p>	<p>一の独立区画 部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十 二条第三十九 項第二号</p>	<p>特定居住用専 有部分のい れかの床面積</p>	<p>区分所有者の専有部分の床面積に算入する。 併用住宅にあつては、当該専有部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第十 二条第四十項 第一号ロ</p>	<p>一の独立区画 部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十 二条第三十九 項第三号</p>	<p>一の独立区画 部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第十 二条第四十一 項第二号イ</p>	<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十 二条第四十一 項第二号ロ</p>	<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
	<p>居住専有独立部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の</p>

<p>政令附則第十 二条第四十項 第二号イ</p>	<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十 二条第四十項 第二号ロ</p>	<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
	<p>居住専有独立部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の</p>

	<p>政令附則第十 二条第四十六 項第二号</p>	<p>特定居住用部 分の床面積</p> <p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十 二条第四十七 項</p>	<p>特定居住用部 分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>特定熱損失防 止改修等住宅 専有部分の床 面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定熱損失防止改修等住宅専有部分の</p>	<p>床面積に算入する。</p>

	<p>政令附則第十 二条第四十五 項第二号</p>	<p>特定居住用部 分の床面積</p> <p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十 二条第四十六 項</p>	<p>特定居住用部 分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>特定熱損失防 止改修等住宅 専有部分の床 面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定熱損失防止改修等住宅専有部分の</p>	<p>床面積に算入する。</p>

	政令附則第十 二条第五十項 第一号	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの床面積に算入する。
居住専有独立部分の床面積	政令附則第十 二条第五十項 第二号	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの床面積に算入する。

	政令附則第十 二条第四十九 項第一号	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの床面積に算入する。
居住専有独立部分の床面積	政令附則第十 二条第四十九 項第二号	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの床面積に算入する。

	政令附則第十 二条第五十一 項第一号ハ	一の独立区画 部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
人の居住の用	政令附則第十 二条第五十一 項第二号ロ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

	政令附則第十 二条第五十項 第一号ハ	一の独立区画 部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
人の居住の用	政令附則第十 二条第五十項 第二号ロ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

		政令附則第十 二条第五十一 項第二号ハ	
居住専用独立 部分の床面積	人の居住の用 に供する部分 の床面積	居住専用部 分の床面積	に供する部分 の床面積
共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専用独立部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。

		政令附則第十 二条第五十項 第二号ハ	
居住専用独立 部分の床面積	人の居住の用 に供する部分 の床面積	居住専用部 分の床面積	に供する部分 の床面積
共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専用独立部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。

<p>政令附則第十 二条第五十二 項第一号ハ</p>	<p>一の独立区画 部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十 二条第五十二 項第二号ロ</p>	<p>居住用専有部 分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十 二条第五十二 項第二号ハ</p>	<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第十 二条第五十一 項第一号ハ</p>	<p>一の独立区画 部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十 二条第五十一 項第二号ロ</p>	<p>居住用専有部 分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十 二条第五十一 項第二号ハ</p>	<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

人の居住の用に供する部分の床面積	面積に算入する。	
居住専有独立部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	

(法附則第十五条の十一の総務省令で定める政府の補助等)

第七條の二 法附則第十五条の十一第一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、バリアフリー環境整備促進事業のうち既存建築物バリアフリー改修事業に係る補助とする。

人の居住の用に供する部分の床面積	面積に算入する。	
居住専有独立部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	

(法附則第十五条の十一の総務省令で定めるところにより証明がされた家屋)

第七條の二 法附則第十五条の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十条第二項に規定する通知書の写し及び文部科学大臣が総務大臣と協議して定める主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を法附則第十五条の十一第一項に規定する利便

2 法附則第十五条の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項に規定する建築物移動等円滑化基準又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項第一号に規定する同法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項において「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされたものとする。

3 法附則第十五条の十一第一項の総務省令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第一項又は第三項の規定により法附則第十五条の十一第一項に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない家屋であつて、当該利便性等向上改修工事により建築物移動等円滑化基準に適合することとなる部分（同法第十七条第三項に規定する基準に適合することとなる部分を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第二十三条各号に掲げる建築物の部分のみであるものとする。

等）
（政令附則第十二条の三第四項第一号に規定する総務省令で定める面積

性等向上改修工事が行われた家屋につき同項の規定の適用がある旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

等）
（政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積

第七条の三 政令附則第十二条の三第四項第一号イに規定する総務省令で

定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が令和二年七月二日において共有持分を有していた法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の三第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の三第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合 同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定に

第七条の三 政令附則第十二条の四第四項第一号イに規定する総務省令で

定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が令和二年七月二日において共有持分を有していた法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合 同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定に

より当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2 政令附則第十二条の三第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が令和二年七月二日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の三第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の三第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合 これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等）を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当

より当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2 政令附則第十二条の四第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が令和二年七月二日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合 これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等）を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当

該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3 政令附則第十二条の三第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

4 略

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 令和二年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部）	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$ （算式の符号） A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固

該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3 政令附則第十二条の四第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

4 略

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 令和二年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部）	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$ （算式の符号） A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固

又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同月三日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独

定資産税の課税標準に相当する額

Ｃ 当該被災共用土地の面積

Ｄ 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同月三日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独

定資産税の課税標準に相当する額

Ｃ 当該被災共用土地の面積

Ｄ 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。

～以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が令和二年七月二日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を

立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。

～以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の第四項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が令和二年七月二日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を

6

被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で令和二年度に係る

<p>含む。以下この項において「相続人等」という。）で令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	略
--	---

6

被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で令和二年度に係る

<p>含む。以下この項において「相続人等」という。）で令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	略
--	---

賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の三第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号に規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共

賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号に規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共

用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が令和二年七月三日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以

用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が令和二年七月三日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以

下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8及び9 略

10 政令附則第十二条の三第十三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11 政令附則第十二条の三第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋又は政令附則第十二条の三第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号及び次号において「代替家屋等」という。）の所有

下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8及び9 略

10 政令附則第十二条の四第十三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11 政令附則第十二条の四第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋又は政令附則第十二条の四第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号及び次号において「代替家屋等」という。）の所有

者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が令和二年七月豪雨により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 略

三 政令附則第十二条の三第十一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令附則第十二条の三第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積

者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が令和二年七月豪雨により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 略

三 政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

等)

第七條の四 政令附則第十二條の四第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が令和五年十二月三十一日において共有持分を有していた法附則第十六條の三第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二條の四第三項第三号から第五号までの規定により同條第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二條の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合、同條第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等）を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続

人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2 | 政令附則第十二条の四第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が令和五年十二月三十一日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 | 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 | 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合、これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地

の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3 政令附則第十二条の四第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

4 法附則第十六条の三第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法

附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 令和五年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を令和五年十二月三十一日において	$\frac{(1/A) \times ((B \times C) / D)}{\text{(算式の符号)}}$ A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（令和六年一月一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数に乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有し

ているもの

ロ 政令附則第十二条の四
第三項第三号から第五号
までの規定により特例対
象者からその者が令和五
年十二月三十一日におい
て有していた当該被災共
用土地に係る共有持分（
以下この項及び次項にお
いて「特定共有持分」と
いう。）を取得した同条
第四項第一号イに規定す
る相続人等（同条第三項
第三号又は第五号の規定
により相続人等から特定
共有持分を取得した相続
人等を含む。以下この項
において「相続人等」と
いう。）で令和八年度又
は令和九年度に係る賦課
期日において当該被災共
用土地の面積にその者の
当該被災共用土地に係る

<p>特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 特例対象者で令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（令和六年</p>
<p>イ $\frac{(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) \div (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I)))}{J} + K \times ((E \times G - C - (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) \div (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I)))$</p>	

一月一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

$$\frac{L}{L} \times \frac{1}{G}$$

$$\frac{1}{A} \times (B \times E) / J$$

J < E × (F + H) である場合にはイの算式を用い、J ≥ E × (F + H) である場合にはロの算式を用いる。

(算式の符号)

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

C 200平方メートル(前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者(Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存

した住居の数（D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。
）

D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算した
もの

E 当該被災共用土地の面積

F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和8年度又は令和9年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの

G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和8年度又は令和9年度に係る賦課期日にお

ける当該被災共用土地に係る同
号の共有持分又は特定共有持分
の割合

II この号に掲げる各被災共用土
地納税義務者の令和8年度又は
令和9年度に係る賦課期日にお
ける当該被災共用土地に係る同
号の共有持分又は特定共有持分
の割合を合算したもの

I この号イに掲げる被災共用土
地納税義務者又は同号ロに掲げ
る相続人等に係る特例対象者（
以下このIにおいて「専有部分
の従前所有者」という。）がそ
れぞれ所有していた専有部分の
数（2以上の部分に独立的に区
画されていた専有部分を所有し
ていた専有部分の従前所有者に
あつては、その所有していた当
該専有部分の数に専有部分の住
居数を乗じたものとする。）を
合算したもの

I 当該被災共用土地に係る小規

<p>三 次に掲げる被災共用土地 納税義務者</p> <p>イ 令和五年度に係る賦課 期日において人の居住の 用に供する部分（別荘の 用に供する部分を除く。 次項において同じ。）を 有しない専有部分を有し ていた者</p> <p>ロ 令和六年一月一日以後 に当該被災共用土地に係 る共有持分を取得した者 （相続人等を除く。）</p>	<p>横住宅用地である部分の面積</p> <p>K 当該被災共用土地に係る一般 住宅用地である部分に係る固定 資産税の課税標準に相当する額</p> <p>L 当該被災共用土地に係る一般 住宅用地である部分の面積</p> <p>$\frac{(A - (B + C))}{(A \times D)}$ (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定 資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土 地納税義務者の当該被災共用土 地に係る固定資産税の額を合算 したもの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地 納税義務者の当該被災共用土地 に係る固定資産税の額を合算し たもの</p> <p>D この号に掲げる各被災共用土 地納税義務者の令和8年度又は 令和9年度に係る賦課期日にお ける当該被災共用土地に係る共 有持分の割合を合算したもの</p>
--	--

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で令和五年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を令和五年十二月三十一日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし

、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7 | 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が令和六年一月一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の四第三項第

三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもって同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の三第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項 の表の 第一号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の 十倍の面積
$\frac{(1/A) \times ((B \times C) / D)}$	$\frac{(1/A) \times ((B \times E) / D) + F \times ((C - E) / G)}$	
D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積	D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 E 当該被災共用土地に係る	

		<p>被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p> <p>F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>G 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>
<p>第五項の表の 第二号</p>	<p>当該被災共用土地の面積</p> $\frac{(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) + K \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) \times (1/G))\}}{(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F)) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) + K \times ((M \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F)) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) + N / L)\} \times (1/G) + N / L}$	<p>当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p> $(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F)) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) + K \times ((M \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F)) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) + N / L)\} \times (1/G) + N / L$

	$\frac{(1/A) \times (B \times E)}{J}$	$\frac{\times (E - M / O)}{(1/A) \times ((B \times M) / J) + N \times (E - M / O)}$
	$\frac{E \times (F + H)}{L}$	$\frac{M \times (F + H)}{L}$
	L 当該被災共用土地に係る 一般住宅用地である部分の 面積	L 当該被災共用土地に係 る一般住宅用地である部 分の面積
		M 当該被災共用土地に係 る被災区分所有家屋の床 面積の10倍の面積
		N 当該被災共用土地に係 る非住宅用地である部分 に係る固定資産税の課税 標準に相当する額
		O 当該被災共用土地に係 る非住宅用地である部分 の面積
第六項	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被 災区分所有家屋の床面積の 十倍の面積

9 |

法附則第十六条の三第八項の規定の適用がある場合における第四項か
ら前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納

「税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項 各号列 記以外 の部分	附則第十六条の三第三項	附則第十六条の三第八項の 規定により読み替えて適用 される同条第三項
第四項 第一号	附則第十六条の三第三項 被災共用土地 同条第一項（同条第二項にお いて準用する場合を含む。次 号において同じ。）	附則第十六条の三第八項の 規定により読み替えて適用 される同条第三項 特定仮換地等 同条第六項（同条第七項に おいて準用する場合を含む 。次号において同じ。）の 規定により読み替えて適用 される同条第一項
第四項	被災共用土地	特定仮換地等
第二号	附則第十六条の三第一項	附則第十六条の三第六項の 規定により読み替えて適用 される同条第一項
第五項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
の表以 外の部	被災共用土地に係る被災区分 所有家屋	特定仮換地等に対応する従 前の土地である被災共用土

分

	附則第十六条の三第三項	地に係る被災区分所有家屋
同項の		附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
被災共用土地に係る持分の割合	被災共用土地に係る持分の割合	同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項の
被災共用土地に係る次の	被災共用土地に係る次の	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
被災共用土地の面積	被災共用土地の面積	特定仮換地等に係る次の
被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る特定共有持分	被災共用土地に係る特定共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特定共有持分
被災共用土地に係る固定資産税	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
被災共用土地に係る小規模住宅用地	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
被災共用土地の面積	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積

第五項 の表の 第二号	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従 前の土地である被災共用土 地に係る共有持分
第五項 の表の 第三号	被災共用土地に係る固定資産 税	特定仮換地等に係る固定資 産税
	被災共用土地に係る小規模住 宅用地	特定仮換地等に係る小規模 住宅用地
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る同号の共 有持分又は特定共有持分の割 合	特定仮換地等に対応する従 前の土地である被災共用土 地に係る同号の共有持分又 は特定共有持分の割合
	被災共用土地に係る一般住宅 用地	特定仮換地等に係る一般住 宅用地
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従 前の土地である被災共用土 地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産 税	特定仮換地等に係る固定資 産税
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従

の 部分	表 以外	前 項 の	第七項			第六項											
所有家屋	被災共用土地に係る被災区分	被災共用土地の面積	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持分	合	被災共用土地に係る持分の割合	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る特例適用共有持分	被災共用土地に係る特例適用共有持分	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る被災区分所有家屋
地に係る被災区分所有家屋	前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等の面積	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等の面積	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特例適用共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分

	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
前項の表の第	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
五項の表の第	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
表の第	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
項の	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
表の第	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
項の	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
表の第	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
表の第	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
項の	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第六項の	被災共用土地の面積 被災共用土地に係る被災区分 所有家屋	特定仮換地等の面積 特定仮換地等に対応する従 前の土地である被災共用土 地に係る被災区分所有家屋

(法附則第三十条第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第八条の三の三 法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係

(法附則第二十九条の九第三項の認定又は評価)

第八条の三の三 法附則第二十九条の九第三項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定(附則第八条の三の五及び附則第八条の四において「低排出ガス車認定」という。)又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(附則第八条の四において「燃費評価実施要領」という。)第三条から第四条の三までの規定による評価とする。

(法附則第三十条第一項の専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第八条の三の四

る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（次項、第五項及び次条において「自動車検査証」という。）において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

- 2| 法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車で当該軽自動車に係る自動車検査証

において主

燃料がメタノールである旨が明らかにされているものとする。

- 3| 5| 略

（法附則第三十条第二項第二号の基準等）

第八条の三の四 略

- 2| 法附則第三十条第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示による改正前の細目告示（次項、第五項及び第七項第一号口において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第

- ①| 法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車で当該軽自動車に係る第十五条の九第一項に規定する自動車検査証（第四項及び附則第八条の三の五において「自動車検査証」という。）において主燃料がメタノールである旨が明らかにされているものとする。

- 2| 5| 略

（法附則第三十条第二項第二号の基準等）

第八条の三の五 略

三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（第五項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

3| 法附則第三十条第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が旧細目告示

第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（第七項第一号及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けた軽自動車とする。

4| 法附則第三十条第三項に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

5| 法附則第三十条第三項に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

2| 法附則第三十条第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定

を受けた軽自動車とする。

6 法附則第三十条第三項に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率^一は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める同法第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

7 法附則第三十条第三項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車^一で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する同項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次号及び次条において「燃費評価実施要領」という。）^二第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルが九十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

3 法附則第三十条第三項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車^一で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 略

二 第十五条の九第五項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（次項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）^二が九十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル

が百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

8| 国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直

三 第十五条の九第五項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（次項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4| 法附則第三十条第四項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5| 国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直

接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイル(道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルをいう。)に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該軽自動車に対する前項の規定の適用については、同項中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに係る土地等の譲渡(次号に掲げるものを除く。) 当該土地等の買取りをする同項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建

接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイル(道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルをいう。)に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該軽自動車に対する前項の規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに係る土地等の譲渡(次号に掲げるものを除く。) 当該土地等の買取りをする同項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建

設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 略

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の同項又は同条第三項若しくは第四項の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長が認定した日の通知を受けている場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十二項若しくは第二十三項の承認を受けて同条第二十一項又は第二十二項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知を受けている場合を含む。次番号及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次番号及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。））

二及び三 略

3 前項の場合において、同項各号に掲げる書類を添付した法第四十五条の二第一項の規定による申告書が提出された後、法附則第三十四条の二第二項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者が政令附則第十七条の二第二項又は第三項に規定する市町村長が認定した日の

設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 略

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の同項又は同条第三項若しくは第四項の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長が認定した日の通知を受けている場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十二項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十四項若しくは第二十五項の承認を受けて同条第二十三項又は第二十四項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知を受けている場合を含む。次番号及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次番号及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。））

二及び三 略

3 前項の場合において、同項各号に掲げる書類を添付した法第四十五条の二第一項の規定による申告書が提出された後、法附則第三十四条の二第二項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者が政令附則第十七条の二第二項又は第三項に規定する市町村長が認定した日の

通知を受けたときは、前項各号に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日は、当該通知に係る市町村長が認定した日の属する年の十二月三十一日であつたものとし、当該土地等の譲渡について租税特別措置法施行令第二十条の二第二十一項又は第二十二項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しが納税地の所轄税務署長に提出されたときは、前項各号に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日は、当該通知に係る所轄税務署長が認定した日の属する年の十二月三十一日であつたものとする。

4 第二項各号に掲げる書類を添付して法第四十五条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十一項又は第二十二項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の交付を受けた場合には、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出しなければならない。

5 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項		略	
附則第三十四条の二第二	項に規定する総務省令	附則第三十四条の二第六	項に規定する総務省令
第三項		略	
附則第三十四条の二第二	項	附則第三十四条の二第六	項

通知を受けたときは、前項各号に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日は、当該通知に係る市町村長が認定した日の属する年の十二月三十一日であつたものとし、当該土地等の譲渡について租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項又は第二十四項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しが納税地の所轄税務署長に提出されたときは、前項各号に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日は、当該通知に係る所轄税務署長が認定した日の属する年の十二月三十一日であつたものとする。

4 第二項各号に掲げる書類を添付して法第四十五条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項又は第二十四項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の交付を受けた場合には、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出しなければならない。

5 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項		略	
附則第三十四条の二第二	項に規定する総務省令	附則第三十四条の二第五	項に規定する総務省令
第三項		略	
附則第三十四条の二第二	項	附則第三十四条の二第五	項

略

6及び7 略

8 法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項に規定する書類とする。

9 前項に規定する書類の交付を受けた者（法附則第三十四条の二第二項又は第六項に規定する土地等の譲渡につきこれらの規定の適用を受けている者に限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類に当該交付を受けた書類（法第四十五条の二第一項又は第三百七条の二第一項の規定による申告書に添付しているものを除く。）を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 法附則第三十四条の二第二項又は第六項の適用を受けた譲渡に係る土地等その譲渡をした年月日、当該土地等の面積及び所在地

二 四 略

10 確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第六項第二号に掲げる書類を添付して、当該市町村長に提出しなければならない。

一 略

二 当該確定優良住宅地造成等事業について、法附則第三十四条の二第九項の特定非常災害として指定された非常災害により同項に規定する予定期間内に政令附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を

略

6及び7 略

8 法附則第三十四条の二第七項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項に規定する書類とする。

9 前項に規定する書類の交付を受けた者（法附則第三十四条の二第二項又は第五項に規定する土地等の譲渡につきこれらの規定の適用を受けている者に限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類に当該交付を受けた書類（法第四十五条の二第一項又は第三百七条の二第一項の規定による申告書に添付しているものを除く。）を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 法附則第三十四条の二第二項又は第五項の適用を受けた譲渡に係る土地等その譲渡をした年月日、当該土地等の面積及び所在地

二 四 略

10 確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第六項第二号に掲げる書類を添付して、当該市町村長に提出しなければならない。

一 略

二 当該確定優良住宅地造成等事業について、法附則第三十四条の二第九項の特定非常災害として指定された非常災害により同項に規定する予定期間内に政令附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を

受けることが困難となつた事情の詳細

三〇五 略

- 11 前項の場合において、第二項に規定する書類を添付して法第四十五条の二第一項又は第三百十七条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第二項又は第六項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたとき（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出（当該申告書に添付した場合を含む。）があつた場合には、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日は当該通知に係る市町村長が認定した日であつたものと、当該土地等の譲渡は法附則第三十四条の二第十一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

- 12 法附則第三十四条の二第十二項の規定による申告は、次に掲げる事項を記載した書類によつてしなければならない。

- 一 法附則第三十四条の二第二項又は第六項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等のその譲渡をした年月日、当該土地等の面積及び所在地
- 二〇四 略

（法附則第三十四条の二の二の証明等）

受けることが困難となつた事情の詳細

三〇五 略

- 11 前項の場合において、第二項に規定する書類を添付して法第四十五条の二第一項又は第三百十七条の二第一項の規定による申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第二項又は第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日の通知に関する文書の写しの交付を受けたとき（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十五項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知に関する文書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知に関する文書の写しの提出（当該申告書に添付した場合を含む。）があつた場合には、政令附則第十七条の二第四項に規定する市町村長が認定した日は当該通知に係る市町村長が認定した日であつたものと、当該土地等の譲渡は法附則第三十四条の二第九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

- 12 法附則第三十四条の二第十項の規定による申告は、次に掲げる事項を記載した書類によつてなければならない。

- 一 法附則第三十四条の二第二項又は第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等のその譲渡をした年月日、当該土地等の面積及び所在地
- 二〇四 略

（法附則第三十四条の二の二の証明等）

第十三条の四 略

2 略

3 第一項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百十七条の二第一項」と、「附則第三十四条の二第二項」とあるのは「附則第三十四条の二第六項」とする。

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第二十二條の二 略

2 5 4 略

5 附則第十三条の三第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項に規定する書類を添付して法第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された法第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第六項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第二十七条の三第五項に規定する市町村長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたとき（当該土地等につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条第一項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法

第十三条の四 略

2 略

3 第一項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百十七条の二第一項」と、「附則第三十四条の二第二項」とあるのは「附則第三十四条の二第五項」とする。

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第二十二條の二 略

2 5 4 略

5 附則第十三条の三第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項に規定する書類を添付して法第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された法第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第二十七条の三第五項に規定する市町村長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたとき（当該土地等につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条第一項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法

附則第四十四条の三第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

6 略

(政令附則第三十一条第六項に規定する総務省令で定める書類)

第二十二條の三 政令附則第三十一条第六項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 略

附則第四十四条の三第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

6 略

(政令附則第三十一条第七項に規定する総務省令で定める書類)

第二十二條の三 政令附則第三十一条第七項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 略

二 法附則第五十一条第三項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

- イ 法附則第五十一条第三項に規定する被災農用地（以下この号において「被災農用地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災農用地の所在地を記載した書類、当該被災農用地が東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が証する書類並びに当該被災農用地を平成二十三年三月十一日において所有していた旨を証する書類
- ロ 被災農用地の面積及び法附則第五十一条第三項に規定する当該被災農用地に代わる農用地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第三項第一号に掲げる者が、法附則第五十一

二 法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする
場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第三項に規定する対象区域内家屋（以下この号
において「対象区域内家屋」という。）又は同条第四項に規定する
対象土地（以下この号において「対象土地」という。）の所有者の
氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並び
に当該対象区域内家屋又は当該対象土地の所在地を記載した書類並
びに当該対象区域内家屋を同条第三項又は第四項に規定する居住困
難区域を指定する旨の公示があつた日において所有していた旨を証
する書類

ロ 対象区域内家屋の床面積及び法附則第五十一条第三項に規定する
代替家屋（以下ロにおいて「代替家屋」という。）の床面積を証す
る書類又は対象土地の面積及び代替家屋の敷地の用に供する土地の
面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第三項第二号から第四号までに掲げる者又は
同条第四項第二号から第四号までに掲げる者（以下ハにおいて「相

条第三項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、イ及びロ
に掲げるもののほか、農業を営む者であることを証する書類

二 政令附則第三十一条第三項第二号から第四号までに掲げる者（以
下ニにおいて「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第三項
の規定の適用を受けようとする場合にあっては、イ及びロに掲げる
もののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適
用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

三 法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする
場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家屋（以下この号
において「対象区域内家屋」という。）又は同条第五項に規定する
対象土地（以下この号において「対象土地」という。）の所有者の
氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並び
に当該対象区域内家屋又は当該対象土地の所在地を記載した書類並
びに当該対象区域内家屋を同条第四項又は第五項に規定する居住困
難区域を指定する旨の公示があつた日において所有していた旨を証
する書類

ロ 対象区域内家屋の床面積及び法附則第五十一条第四項に規定する
代替家屋（以下ロにおいて「代替家屋」という。）の床面積を証す
る書類又は対象土地の面積及び代替家屋の敷地の用に供する土地の
面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第四項第二号から第四号までに掲げる者又は
同条第五項第二号から第四号までに掲げる者（以下ハにおいて「相

続人等」という。)が、法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

二 政令附則第三十一条第四項第三号に掲げる者が、法附則第五十一条第四項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、イからハまでに掲げるもののほか、政令附則第三十一条第四項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

三 法附則第五十一条第五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第五項に規定する対象区域内農用地(以下この号において「対象区域内農用地」という。)の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内農用地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内農用地を同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所有していた旨を証する書類

ロ 対象区域内農用地の面積及び法附則第五十一条第五項に規定する当該対象区域内農用地に代わる農用地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第五項第一号に掲げる者が、法附則第五十一条第五項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、イ及びロに掲げるもののほか、農業を営む者であることを証する書類

ニ 政令附則第三十一条第五項第二号から第四号までに掲げる者(以下二において「相続人等」という。)が、法附則第五十一条第五項

続人等」という。)が、法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

二 政令附則第三十一条第五項第三号に掲げる者が、法附則第五十一条第五項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、イからハまでに掲げるもののほか、政令附則第三十一条第五項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

四 法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第六項に規定する対象区域内農用地(以下この号において「対象区域内農用地」という。)の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内農用地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内農用地を同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所有していた旨を証する書類

ロ 対象区域内農用地の面積及び法附則第五十一条第六項に規定する当該対象区域内農用地に代わる農用地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第六項第一号に掲げる者が、法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、イ及びロに掲げるもののほか、農業を営む者であることを証する書類

ニ 政令附則第三十一条第六項第二号から第四号までに掲げる者(以下二において「相続人等」という。)が、法附則第五十一条第六項

の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等（法附則第五十三条の二第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車に営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「平成三十一年改正法」という。）附則第十一条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項（平成三十一年改正法附則第十一条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定

する代替軽自動車

- (5) 既に法附則第五十七条第二項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第二項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条第一項において「元年十月旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に元年十月旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた元年十月旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車
- (9) 既に元年十月旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を

受けた元年十月旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車
(10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法
(以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法
」という。) 附則第五十二条第二項(東日本大震災における原子
力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本
大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の
一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号。以下この号
において「地方税法等改正法」という。) 附則第二条の規定によ
り読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条
第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む
。以下この条及び次条第一項において同じ。) の規定の適用を受
けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定
する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項(地方税
法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又
は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の
例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項に
おいて同じ。) の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方
税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請自動車が被災自動車等
に代わるものと認めるに際し、法附則第五十三条の二第一項に規定
する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は

同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百七条第一項又は第四百四十四条第一項に規

定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者があつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定

-
- する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に元年十月旧法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に元年十月旧法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に元年十月旧法附則第五十二条第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移
-

動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三條の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十三條の二第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項
二 次に掲げるいずれかの書類

イ 政令附則第三十二條の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四條第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ロ 政令附則第三十五條第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八條第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三條の二第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書（2）から（4）までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は同法第七十二條の三

に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（(2)から(4)までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車等を同号に規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

- (2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているものとを証するもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）

- (3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区

域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十二条第二項に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条

（政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日にお

ける所有者（法第四百七十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定を受けた同項に規定

-
- する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に元年十月旧法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に元年十月旧法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に元年十月旧法附則第五十二条第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移
-

動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三條の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十四條第三項に規定する道府県の知事が必要と認める事項

二 法附則第五十三條の二第三項の規定の適用を受けたことを証する書類

三 政令附則第三十二條第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十四條第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十二條の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の所有者

（法第百四十七條第一項又は第四百四十四條第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号

政令附則第三十二條第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 法附則第五十四條第一項に規定する政令で定める自動車（以下この条において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の所有者（法第百四十七條第一項に規定する場合は、同項に規定する買主。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下イにおいて同じ。又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下イにおいて同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該対象区域内用途廃止等自動車（の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車）が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者の氏名又は名称

ハ 対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ニ 対象区域内用途廃止等自動車（法附則第五十四条第一項第二号に掲げる自動車）に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ホ 対象区域内用途廃止等自動車（法附則第五十四条第一項第三号に掲げる自動車）に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ヘ 対象区域内用途廃止等自動車（の用途を廃止し、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項に規定する引取業者（第三号及び第四号において「引取業者」という。）に引き渡し、又は解体した日

（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者の氏名又は名称

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等）に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等）に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

ト イからへまでに規定するもののほか、対象区域内自動車（法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域内の自動車をいう。以下ト及び次号において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車の主たる定置場所在の道府県の知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書であつて対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの

三 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十四条第一項第二号に掲げる自動車に該当する場合には、当該自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十四条第一項第三号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車の主たる定置場所在の道府県の知事が適当と認める書類）及び当該自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

（政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

第二十四条 政令附則第三十三条第四項第一号イに規定する総務省令で定

ト イからへまでに規定するもののほか、法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書であつて当該対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの

三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事が適当と認める書類）及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

（政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

第二十四条 政令附則第三十三条第四項第一号イに規定する総務省令で定

める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が同号イに規定する従前所有者等（次号及び次項において「従前所有者等」という。）から法附則第五十六条第一項に規定する被災住宅用地（以下この項、次項及び第十二項において「被災住宅用地」という。）の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 略

2 10 略

- 11 政令附則第三十三条第二十二項の規定の適用について、同項中対象区域の家屋（同条第二十項第一号 に規定する対象区域の家屋をいう。次項第四号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第二十一項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に關しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

- 12 政令附則第三十三条第二十六項に規定する総務省令で定める書類は、

める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が同号イに規定する従前所有者等（次号及び次項において「従前所有者等」という。）から法附則第五十六条第一項に規定する被災住宅用地（以下この項、次項及び第十一項において「被災住宅用地」という。）の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 略

2 10 略

- 11 政令附則第三十三条第二十五項の規定の適用について、同項中対象区域の家屋（同条第二十三項第一号に規定する対象区域の家屋をいう。次項第四号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第二十四項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に關しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

- 12 政令附則第三十三条第二十九項に規定する総務省令で定める書類は、

次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 略

二 法附則第五十六条第十一項の規定の適用を受けようとする場合

次に掲げる書類

イ 被災家屋

を所有

していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所
の所在地、被災家屋 に代わるものとして法附則第

五十六条第十一項 の規定の適用を受けようとする家屋

(以下この号において「代替家屋」という。)の所

有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者に
あつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の
所在地)並びに当該被災家屋 及び当該代替家屋

の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋 が東

日本大震災により被害を受けたことについて当該被災家屋

の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋

が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証

する書類

ロ 被災家屋 が平成二十三年度分の固定資産税に係

る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災
家屋 が存したことを証する書類及び代替家屋 の

詳細を明らかにする書類

次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 略

二 法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けよう

する場合 次に掲げる書類

イ 被災家屋又は政令附則第三十三条第十七項第一号に規定する被災

償却資産(以下この号において「被災償却資産」という。)を所有

していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所
の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第

五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする家屋

又は償却資産(以下この号において「代替家屋等」という。)の所

有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者に
あつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の
所在地)並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等

の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が東

日本大震災により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災

償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又

は被災償却資産が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証

する書類

ロ 被災家屋又は被災償却資産が平成二十三年度分の固定資産税に係

る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災
家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の

詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第三十三條第十四項第二号から第四号までに掲げる者

(以下この号において「相続人等」という。)が、法附則第五十六條第十一項

の規定の適用を受けようとする場合に於ては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第三十三條第十四項第二号から第四号まで

に掲げる者に
あつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書

その他

のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

三 法附則第五十六條第十二項の規定の適用を受けようとする場合に 次に掲げる書類

イ 対象区域内住宅用地（法附則第五十六條第十二項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この号において同じ。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内住宅用地に代わるものとして同項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該対象区域内住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居

ハ 政令附則第三十三條第十四項第二号から第四号までに掲げる者又は

同条第十七項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六條第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、この号のイ

及びロに掲げるもののほか、政令附則第三十三條第十四項第二号から第四号まで又は同条第十七項第三号若しくは第四号に掲げる者に

あつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第十七項

第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他の

のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

三 法附則第五十六條第十三項の規定の適用を受けようとする場合に 次に掲げる書類

イ 対象区域内住宅用地（法附則第五十六條第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この号において同じ。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内住宅用地に代わるものとして同項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該対象区域内住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居

住困難区域内に所有していた旨を証する書類

ロ 略

ハ 対象区域内住宅用地の面積（当該対象区域内住宅用地が共有物であるときは、政令附則第三十三条第十七項第一号に掲げる者が有していた当該対象区域内住宅用地に係る持分の割合に应ずる対象区域内住宅用地の面積）及び代替土地の面積（当該代替土地が共有物であるときは、同項各号に掲げる者が有している持分の割合に应ずる代替土地の面積）を証する書類

ニ 政令附則第三十三条第十七項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからハまでに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ホ 政令附則第三十三条第十七項第三号に掲げる者が、法附則第五十六条第十二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからニまでに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第十七項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

四 法附則第五十六条第十三項又は第十四項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 対象区域内家屋又は法附則第五十六条第十四項に規定する対象区域内償却資産（以下この号において「対象区域内償却資産」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務

住困難区域内に所有していた旨を証する書類

ロ 略

ハ 対象区域内住宅用地の面積（当該対象区域内住宅用地が共有物であるときは、政令附則第三十三条第二十項第一号に掲げる者が有していた当該対象区域内住宅用地に係る持分の割合に应ずる対象区域内住宅用地の面積）及び代替土地の面積（当該代替土地が共有物であるときは、同項各号に掲げる者が有している持分の割合に应ずる代替土地の面積）を証する書類

ニ 政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからハまでに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ホ 政令附則第三十三条第二十項第三号に掲げる者が、法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからニまでに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第二十項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

四 法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 対象区域内家屋又は法附則第五十六条第十五項に規定する対象区域内償却資産（以下この号において「対象区域内償却資産」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務

所の所在地、対象区域内家屋又は対象区域内償却資産に代わるものとして法附則第五十六條第十三項又は第十四項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該対象区域内家屋又は対象区域内償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第十三項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する書類又は当該対象区域内償却資産を同条第十四項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を約する書類

ロ 略

ハ 政令附則第三十三條第二十項第二号 から第四号までに掲げる者又は同条第二十三項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六條第十三項又は第十四項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第三十三條第二十項第二号 から第四号まで又は同条第二十三項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては対象区域内償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証

所の所在地、対象区域内家屋又は対象区域内償却資産に代わるものとして法附則第五十六條第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該対象区域内家屋又は対象区域内償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第十四項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する書類又は当該対象区域内償却資産を同条第十五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を約する書類

ロ 略

ハ 政令附則第三十三條第二十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六條第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第三十三條第二十三項第二号から第四号まで又は同条第二十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては対象区域内償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証

する書類

第二十五条 削除

する書類

(政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十五条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条

第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等（法附則第五十七条第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の所有者（法第四百七十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号及び次条第一項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同

じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等(法第四十五條第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三條の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三條の二第二項(地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号。以下この項において「平成三十一年改正法」という。))附則第十一條第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十三條の二第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三條の二第三項(平成三十一年改正法附則第十一條第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定の適用を受けた法附則第五十三條の二第三項に規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七條第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七條第二項(平成三十一年改正法附則第十八

- 条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第二項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「元年十月旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に元年十月旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた元年十月旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車
- (9) 既に元年十月旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた元年十月旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法

(以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。) 附則第五十二条第二項(東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。)) 附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。) の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項(地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。) の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災

自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 | 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十七条第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七條第一項又は第四百四十四條第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）

（の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定を受けた同項に規定

-
- する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に元年十月旧法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に元年十月旧法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に元年十月旧法附則第五十二条第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五
-

十七条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ロ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（②から④までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（②から④までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）

であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同

(3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同

号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類）

第二十六条

（政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類）

第二十六条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家

用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者があつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。）
ハ 業用又は自家用のいずれであるかの別
ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

-
- (7) 既に元年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に元年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に元年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第一項に規定する市町村長が必要と認める事項
- 二 申請軽自動車について法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けたことを道府県知事が証する書類又は道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書（第四項第二号ニにおいて「登録事項等証明書」という。）若しくは同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第四項第二号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの
- 三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、若しくは損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所
-

在地若しくは当該自動車等の主たる定置場所在地の道府県知事若しくは市町村長が証する書類、被災自動車等の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例の定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災自動車等の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災自動車等の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、第二号の道府県知事が証する書類を提出する場合を除き、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十五条第一項に規定する者が法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災二輪自動車等（法附則第五十八条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する二輪自動車等（以下この項において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けた被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める同項に規定する二輪自動車等、同条第六項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第七項に規定する他の二輪自動車等又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項（地方税法等改正法附則第

二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第七項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号

二 イからハまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が被災二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第二項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 被災二輪自動車等が二輪の小型自動車の場合には、道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第五項第三号において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失し、又は損壊した二輪の小型自動車等が被災二輪自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合又は被災二輪自動車等が原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）の場合には、滅失し、若しくは損壊した法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等が被災二輪自動車等であることについて当該二輪自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災二輪自動車等の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例で定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつた旨の

記載があるものに限る。)を提出した際に交付される受付書又は被災二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなったことについて証する書類

四 政令附則第三十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者(以下この号において「相続人等」という。)が、法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

3 政令附則第三十五条第二項に規定する者が法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災小型特殊自動車(法附則第五十八条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。)の所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車(以下この項において「申請小型特殊自動車」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けた被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む）以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第九項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、

標識番号及び車台番号

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車¹が被災小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第三項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 滅失し、若しくは損壊した小型特殊自動車¹が被災小型特殊自動車であることについて当該小型特殊自動車¹が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該小型特殊自動車¹の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災小型特殊自動車¹の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例で定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災小型特殊自動車¹の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災小型特殊自動車¹の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災小型特殊自動車¹の所有者でなくなつたことについて証する書類

三 政令附則第三十五条第二項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

4 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合に、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に

規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に元年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に元年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9) 既に元年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

へ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第四項又は第五項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 申請軽自動車について法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けたことをこれらの規定に規定する道府県知事が証する書類

ロ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ハ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

二 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項

第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合、登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「解体登録事項等証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該自動車等を法附則第五十三条の二第二項第二号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(2) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限り。）に該当する場合、登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「用途廃止登録事項等証明書」という。）及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため法附則第五十八条第四項又は第五項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「用途廃止軽自動車検査

「査記録事項等証明書」という。)のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書類

(3) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等(用途を廃止したものを除く。)に該当する場合 解体登録事項等証明書又は解体軽自動車検査記録事項等証明書、持出日証明書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 用途廃止登録事項等証明書又は用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者(以下この号において「相続人等」という。)が、法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

5 政令附則第三十五条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類
イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等(法附則第五十八条第六項に

規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の同条第六項各号又は第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

ロ 法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとするこれらの規定に規定する二輪自動車等（以下この号において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等、同条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等

- 又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号
- 二 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十八条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し、又は解体した日
- チ イからトまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第六項又は第七項に規定する市町村長が必要と認める事項
- 二 原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）について法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

- (1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書
- (2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

- (1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書及び法附則第五十八条第六項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を

証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第七項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下(2)及び第三号ハにおいて「持出日証明書類」という。）

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

三 二輪の小型自動車について法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

- (2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて解体した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「解体二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類
- ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類
- (1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書
- (2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書
- 四 政令附則第三十五条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

6

政令附則第三十五条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十八

条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の同条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号並びに主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この号において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小

-
- 型特殊自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号
- 二 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十八条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し、又は解体した日
- チ イからトまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第八項又は第九項に規定する市町村長が必要と認める事項
- 二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八
-

条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第九項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

① 対象区域内軽自動車（法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域（次項及び第三項において「自動車等持出困難区域」という。）内の三輪以上の軽自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。第一号イにおいて同じ。）が当該対象区域内軽自動車の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 法附則第五十八条第一項に規定する政令で定める三輪以上の軽自動車（以下この項において「対象区域内用途廃止等軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下イ、次項第一号イ及び第三項第一号イにおいて同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下イ、次項第一号イ及び第三項第一号イにおいて同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本

五 政令附則第三十五条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

7 対象区域内軽自動車等（法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（三輪以上の軽自動車に限る。以下この項において同じ）

。の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

店若しくは主たる事務所の所在地。次項第一号イ及び第三項第一号イにおいて同じ。）、当該対象区域内用途廃止等軽自動車の車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等軽自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 対象区域内用途廃止等軽自動車の法附則第五十八条第一項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 対象区域内用途廃止等軽自動車等が法附則第五十八条第一項第二号に掲げる軽自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 対象区域内用途廃止等軽自動車等が法附則第五十八条第一項第三号に掲げる軽自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させられた日

ホ 対象区域内用途廃止等軽自動車 の用途を廃止し、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第十一項に規定する引取業者（第三号及び第四号において「引取業者」という。）に引き渡し、又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、対象区域内軽自動車を対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内軽自動車の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等軽自動車等が法附則第五十八条第一項第一号の規定に該当する軽自動車であつた場合には、道路運送車両法第七十二

、当該対象区域内用途廃止等自動車等の車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十八条第十三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させられた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは第三号イ に規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第一号の規定に該当する自動車等であつた場合には、用途廃止軽自動車検査記

条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明

した書面（次号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。

）であつて用途を廃止した軽自動車を対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（次号及び第四号において「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」という。）

三 対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第二号に掲げる軽自動車に該当する場合、当該軽自動車の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該軽自動車を
引取業者

に引き渡したときにあつては軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車を対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該軽自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該軽自動車を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該軽自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第三号に掲げる軽自動車に該当する場合、当該軽自動車の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやるを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該軽自動車の主たる定置場所の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書」とい

録事項等証明書

三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二号に掲げる自動車等に該当する場合、当該自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を同号に規定する引取業者（以下この号において「引取業者」という。）に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書

及び当該自動車を 引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該自動車等を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車等を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第三号に掲げる自動車等に該当する場合、当該自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやるを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車等の主たる定置場所の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書」とい

う。）、当該軽自動車を 引取業者に引き渡し

たときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、引取証明書及び持出日証明書類、当該軽自動車を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、当該軽自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

2| 対象区域内二輪自動車等（自動車等持出困難区域内の二輪自動車等（

法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項各号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。第一号イにおいて同じ。）が当該対象区域内二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（

以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という

。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は二輪の軽自動車 であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十八条第二

う。）、当該自動車等を同項第三号イに規定する引取業者に引き渡し

たときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、引取証明書及び持出日証明書類、当該自動車等を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

8| 対象区域内軽自動車等のうち 二輪自動車等（

法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等

。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

ロ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十八条第十

項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ホ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し、又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内二輪自動車等が原動機付自転車又は二輪の軽自動車である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（ロ(1)及びハ(1)において「誓約書」という。）

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分

三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が必要と認める事項

二 当該二輪自動車等が 原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合、当該二輪自動車等の

に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 誓約書

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 誓約書及び法附則第五十八条第二項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類。(2)において「持出日証明書類」という。)

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

三 対象区域内二輪自動車等が二輪の小型自動車である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 道路運送車両法第七十条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（ロ(2)において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて用途を廃止した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するも

用途を廃止したときにあつては誓約書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下このハにおいて「持出日証明書類」という。）、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

三 当該二輪自動車等が 二輪の小型自動車である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書

の（ロ(1)及びハ(1)において「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合、用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合、二輪自動車検査記録事項等証明書であつて解体した二輪の小型自動車の対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（ハ(2)において「解体二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合、用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び法附則第五十八条第二項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所の市町村の長が適当と認める書類。(2)において「持出日証明書類」という。）

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合、解体二輪自動車検査記録事

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所の市町村の長が適当と認める書類）（以下このハにおいて「持出日証明書類」という。）、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び
持出日証明書類

3

対象区域内小型特殊自動車（自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。第一号イにおいて同じ。）が当該対象区域内小型特殊自動車の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める小型特殊自動車

（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十八条第

三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第

三項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規

定する移動させた日

9

対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車

の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車

の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十八条第

十三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規

定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規

定する移動させた日

ホ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し、又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、

対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内小型特殊自動車の主たる定置場所の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第三項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（次号及び第四号において「誓約書」という。）

三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第三項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合は、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第三項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合は、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該小型特殊自動車の主たる定置場所の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し、又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項

に規定する対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内小型特殊自動車の主たる定置場所の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合は、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合は、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該小型特殊自動車の主たる定置場所の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）

、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

第十六号の十様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

事業者コード		事務所コード		処理区分		予備		整理番号	
受付印		令和 年 月 日		通信日付印		承認印		申告年月日	
事項									
個人番号又は法人番号									
登録特別徴収義務者の登録番号及び氏名又は名称									
登録特別徴収義務者の住所又は所在地									
この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号 (電話)									
令和 年 月 日 月分軽油引取税納入申告書									
月中における引渡しに係る軽油の納入数量 (ア) リットル									
課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量 (イ) .								
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量 (ウ) .								
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量 (エ) .								
	免税証による軽油の納入数量 (オ) .								
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量 (カ) .								
	小計 (イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ) (キ) .								
差引計 (ア)-(キ) (ク) .									
欠減量 (ク) $\times\frac{1}{100}\frac{0.9}{100}$ (ケ) .									
再差引計 (ク)-(ケ) (コ) .									
この申告によって納入すべき軽油引取税額 15.0円 \times (コ) (サ) 円									
申告期限		年 月 日		添付書類		(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の数量を証する書面並びに(オ)の数量に対応する免税証			
納入予定日		年 月 日							

添付免税証
枚(リットル分)

第十六号の十様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

事業者コード		事務所コード		処理区分		予備		整理番号	
受付印		令和 年 月 日		通信日付印		承認印		申告年月日	
事項									
個人番号又は法人番号									
登録特別徴収義務者の登録番号及び氏名又は名称									
登録特別徴収義務者の住所又は所在地									
この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号 (電話)									
令和 年 月 日 月分軽油引取税納入申告書									
月中における引渡しに係る軽油の納入数量 (ア) リットル									
課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量 (イ) .								
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量 (ウ) .								
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量 (エ) .								
	免税証による軽油の納入数量 (オ) .								
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量 (カ) .								
	小計 (イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ) (キ) .								
差引計 (ア)-(キ) (ク) .									
欠減量 (ク) $\times\frac{1}{100}\frac{0.9}{100}$ (ケ) .									
再差引計 (ク)-(ケ) (コ) .									
この申告によって納入すべき軽油引取税額 円 \times (コ) (サ) 円									
申告期限		年 月 日		添付書類		(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の数量を証する書面並びに(オ)の数量に対応する免税証			
納入予定日		年 月 日							

添付免税証
枚(リットル分)

第十六号の十様式(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

1	7	17	22	28	30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	結果区分	子区分	予備	整理番号
161000			00			

44	49
----	----

24	26
----	----

28	30	43
01		
02		
03		
04		
05		
06		
07		
08		
09		
10		
11		
28	30	41

28	30	32	34
12			
36	38	40	41

第十六号の十様式(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

1	7	17	22	28	30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	結果区分	子区分	予備	整理番号
161000			00			

44	49
----	----

24	26
----	----

28	30	43
01		
02		
03		
04		
05		
06		
07		
08		
09		
10		
11		
28	30	41

28	30	32	34
12			
36	38	40	41

第16号の10様式記載要領

- 1 この申告書は、引渡しに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、登録特別徴収義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「 月中における引渡しに係る軽油の納入数量(ア)」欄は、当該申告すべき月の前月において現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載すること。
- 5 「法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量(イ)」欄は、当該申告すべき月の前月において元売業者が他の元売業者及び特約業者に現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 6 「法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量(ウ)」欄は、当該申告すべき月の前月において輸出として現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 7 「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄は、課税済の軽油に係る現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 8 課税対象とならない数量については、必ず、これらの数量を証する書面及び免税証を添付すること。

第16号の10様式記載要領

- 1 この申告書は、引渡しに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、登録特別徴収義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「 月中における引渡しに係る軽油の納入数量(ア)」欄は、当該申告すべき月の前月において現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載すること。
- 5 「法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量(イ)」欄は、当該申告すべき月の前月において元売業者が他の元売業者及び特約業者に現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 6 「法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量(ウ)」欄は、当該申告すべき月の前月において輸出として現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 7 「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄は、課税済の軽油に係る現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 8 課税対象とならない数量については、必ず、これらの数量を証する書面及び免税証を添付すること。

第十六号の十二様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

受付印 令和 年 月 日 令和 年 月 日		事業者コード 事務所コード 処理区分 予 備 整理番号	
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)		受取年月日 通信日付印 確認印 申告年月日	
納税者の氏名又は名称 (右詰で記載)		この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号 (電話)	
納税者の住所又は所在地 令和 年 月 分			

課税の区分	数	量	課税の区分	数	量
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	②	(イ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	⑩のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途：用)	⑪
	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき揮発油の数量	③		⑩のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑫
	差引計 ①-②-③	(ア)		差引計 ⑩-⑪-⑫	(イ)
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量	④	(ウ) 免税軽油の引取を行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	譲渡した軽油の数量	⑬(ウ)
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑤		⑬のうち免税用途を行った者が免税用途以外の用途に供するためその軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑥	(ク) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費又は譲渡した軽油の数量	⑭
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑦		⑭のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑮
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑧		⑭のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑯
	差引計 ④-⑤-⑥-⑦-⑧	(イ)		差引計 ⑭-⑮-⑯	(ク)
(ウ) 自動車の所有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限り。)	消費した炭化水素油の数量	⑨	(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量	⑰(ケ)
	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑩		合 計 (ア)+(イ)+(ウ)+(ク)+(ケ)+(イ)+(ク)+(ク)	⑱
	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑪		納付すべき軽油引取税額	15.5.0.0円 × ⑱
	差引計 ⑨-⑩-⑪	(ウ)			円
(エ) 特別徴収義務者とその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量	⑫			
	⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑬			
	⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量	⑭			
	⑫のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量	⑮			
	差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮	(エ)			

添付免税証
枚(リットル分)

第十六号の十二様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

受付印 令和 年 月 日 令和 年 月 日		事業者コード 事務所コード 処理区分 予 備 整理番号	
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)		受取年月日 通信日付印 確認印 申告年月日	
納税者の氏名又は名称 (右詰で記載)		この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号 (電話)	
納税者の住所又は所在地 令和 年 月 分			

課税の区分	数	量	課税の区分	数	量
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	②	(イ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	⑩のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途：用)	⑪
	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき揮発油の数量	③		⑩のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑫
	差引計 ①-②-③	(ア)		差引計 ⑩-⑪-⑫	(イ)
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量	④	(ウ) 免税軽油の引取を行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	譲渡した軽油の数量	⑬(ウ)
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑤		⑬のうち免税用途を行った者が免税用途以外の用途に供するためその軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑥	(ク) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費又は譲渡した軽油の数量	⑭
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑦		⑭のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑮
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑧		⑭のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑯
	差引計 ④-⑤-⑥-⑦-⑧	(イ)		差引計 ⑭-⑮-⑯	(ク)
(ウ) 自動車の所有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限り。)	消費した炭化水素油の数量	⑨	(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量	⑰(ケ)
	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑩		合 計 (ア)+(イ)+(ウ)+(ク)+(ケ)+(イ)+(ク)+(ク)	⑱
	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑪		納付すべき軽油引取税額	15.5.0.0円 × ⑱
	差引計 ⑨-⑩-⑪	(ウ)			円
(エ) 特別徴収義務者とその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量	⑫			
	⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑬			
	⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量	⑭			
	⑫のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量	⑮			
	差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮	(エ)			

添付免税証
枚(リットル分)

第十六号の十二様式(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

1	7	17	22	23	28	30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予	備	整理番号
1 6 1 2 0 0				0 0			

24	26	44	49
----	----	----	----

28	30	43
01		.
02		.
03		.
04		.
05		.
06		.
07		.
08		.
09		.
10		.
11		.
12		.
13		.
14		.
15		.
16		.
17		.
18		.
19		.

28	30	41
20		.
21		.
22		.
23		.
24		.
25		.
26		.
27		.
28		.
29		.
30		.
31		.
32		.

第十六号の十二様式(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

1	7	17	22	23	28	30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予	備	整理番号
1 6 1 2 0 0				0 0			

24	26	44	49
----	----	----	----

28	30	43
01		.
02		.
03		.
04		.
05		.
06		.
07		.
08		.
09		.
10		.
11		.
12		.
13		.
14		.
15		.
16		.
17		.
18		.
19		.

28	30	41
20		.
21		.
22		.
23		.
24		.
25		.
26		.
27		.
28		.
29		.
30		.
31		.
32		.

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれかに該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記によりそれぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

課税の区分	申告者提出期限	納税地
(ア)	販売した月の翌月末日	特約業者又は元売業者の事業所所在地
(イ)	販売した月の翌月末日	石油製品販売業者の事業所所在地
(ウ)	消費した月の翌月末日	自動車の主たる定置場所在地
(エ)	特別徴収の義務が消滅した月の翌月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地
(オ)	消費した月の翌月末日	消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(カ)	譲渡した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(キ)	消費した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(ク)	消費又は譲渡した月の翌月末日	消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(ケ)	輸入の時	輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地

- 4 「課税の区分」欄のうち、(カ)欄又は(キ)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。
 - (1) (カ)欄に該当する者 譲渡年月日
 - (2) (キ)欄に該当する者 消費年月日
- 5 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。
- 6 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれかに該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記によりそれぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

課税の区分	申告者提出期限	納税地
(ア)	販売した月の翌月末日	特約業者又は元売業者の事業所所在地
(イ)	販売した月の翌月末日	石油製品販売業者の事業所所在地
(ウ)	消費した月の翌月末日	自動車の主たる定置場所在地
(エ)	特別徴収の義務が消滅した月の翌月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地
(オ)	消費した月の翌月末日	消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(カ)	譲渡した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(キ)	消費した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(ク)	消費又は譲渡した月の翌月末日	消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(ケ)	輸入の時	輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地

- 4 「課税の区分」欄のうち、(カ)欄又は(キ)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。
 - (1) (カ)欄に該当する者 譲渡年月日
 - (2) (キ)欄に該当する者 消費年月日
- 5 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。
- 6 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。

第十六号の十四様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

受付印	令和 年 月 日	※ 処理 事項	※ 処理 事項		発行年月日	
			知事殿		通信日付印	確認印
個人番号又は法人番号					
特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名)	〒 (電話)					
軽油の納入地	〒 (電話)		この申請に 応答する係 及び氏名	 (電話)	
課税標準となる軽油の 総量	リットル	リットル	リットル	リットル	円	
課税標準となる軽油の 数量 (イ)	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	
納入すべき税額 (イ)×15.0円 (ウ)	円	円	円	円	円	
(ウ)のうち既に納入した 税額	円	円	円	円	円	
納入年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
還付又は納入義務の免 除を受けようとする額	円	円	円	円	円	
軽油の引取者の住所及 び氏名(法人にあっては 法人の名称及び代表者 の氏名)						
還付又は納入義務の免 除を受けようとする理 由						
その他参考となる事由						

第十六号の十四様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

受付印	令和 年 月 日	※ 処理 事項	※ 処理 事項		発行年月日	
			知事殿		通信日付印	確認印
個人番号又は法人番号					
特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名)	〒 (電話)					
軽油の納入地	〒 (電話)		この申請に 応答する係 及び氏名	 (電話)	
課税標準となる軽油の 総量	リットル	リットル	リットル	リットル	円	
課税標準となる軽油の 数量 (イ)	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	
納入すべき税額 (イ)×税率 (ウ)	円	円	円	円	円	
(ウ)のうち既に納入した 税額	円	円	円	円	円	
納入年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
還付又は納入義務の免 除を受けようとする額	円	円	円	円	円	
軽油の引取者の住所及 び氏名(法人にあっては 法人の名称及び代表者 の氏名)						
還付又は納入義務の免 除を受けようとする理 由						
その他参考となる事由						

第16号の14様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法(以下「法」という。)第144条の30第1項の規定を受けようとする場合に特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に1通提出すること。
- 2 捺印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「課税標準となる軽油の総量」及び「課税標準となる軽油の数量(イ)」の欄は、法第144条の14第3項の欠減量を控除後の数量を記載すること。
- 5 「その他参考となる事由」の欄は、販売契約の解除により軽油が返還された場合、引き渡した軽油が免税証の交付を受けている者によって免税用途に供された場合、徴収猶予を受けている場合等に記載すること。
- 6 この申請書には、軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付すること。

第16号の14様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法(以下「法」という。)第144条の30第1項の規定を受けようとする場合に特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に1通提出すること。
- 2 捺印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「課税標準となる軽油の総量」及び「課税標準となる軽油の数量(イ)」の欄は、法第144条の14第3項の欠減量を控除後の数量を記載すること。
- 5 「その他参考となる事由」の欄は、販売契約の解除により軽油が返還された場合、引き渡した軽油が免税証の交付を受けている者によって免税用途に供された場合、徴収猶予を受けている場合等に記載すること。
- 6 この申請書には、軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付すること。

製造の承認を受ける義務の免除等の特例に係る届出書

受付印 令和 年 月 日 知事殿	製造を行う者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	
	製造を行う者の氏名又は名称	
	業種	
	免税軽油使用者証の番号	道府県第 号
	この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号	(電話)
下記のとおり地方税法附則 <u>第12条の2の8第3項</u> の規定により、届け出ます。 <u>第12条の2の8第4項</u>		
製造を行う場所	名称	所在地
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
上記の製造を行う場所及び営業区域の関係道府県		
製造を行う期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで
その他参考となるべき事項		

製造の承認を受ける義務の免除等の特例に係る届出書

受付印 令和 年 月 日 知事殿	製造を行う者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	
	製造を行う者の氏名又は名称	
	業種	
	免税軽油使用者証の番号	道府県第 号
	この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号	(電話)
下記のとおり地方税法附則 <u>第12条の2の7の2第3項</u> の規定により、届け出ます。 <u>第12条の2の7の2第4項</u>		
製造を行う場所	名称	所在地
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
	No.	
上記の製造を行う場所及び営業区域の関係道府県		
製造を行う期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで
その他参考となるべき事項		

第16号の16の3様式記載要領

- 1 この届出書は、地方税法(以下「法」という。)附則第12条の2の8第3項又は第4項の規定により届出をする場合において、法附則第12条の2の7第2項において準用する法第144条の21第2項の道府県知事に1通提出すること。
- 2 「免税軽油使用者証の番号」欄及び「業種」欄は、免税軽油使用者証の交付を受けていない者が免税軽油使用者証の交付の申請と併せて届出をする場合においては、記載することを要しないこと。
- 3 「上記の製造を行う場所及び営業区域の関係道府県」欄は、製造を行う場所の道府県名及び営業区域に係る道府県名を記載すること。
- 4 「製造を行う期間」欄の期間は、免税軽油使用者証の有効期間の範囲において製造を行う期間の初日から末日までの間の年月日を記載すること。
- 5 法附則第12条の2の8第4項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。
- 6 この届出書には、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類及び道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

第16号の16の3様式記載要領

- 1 この届出書は、地方税法(以下「法」という。)附則第12条の2の7第2第3項又は第4項の規定により届出をする場合において、法附則第12条の2の7第2項において準用する法第144条の21第2項の道府県知事に1通提出すること。
- 2 「免税軽油使用者証の番号」欄及び「業種」欄は、免税軽油使用者証の交付を受けていない者が免税軽油使用者証の交付の申請と併せて届出をする場合においては、記載することを要しないこと。
- 3 「上記の製造を行う場所及び営業区域の関係道府県」欄は、製造を行う場所の道府県名及び営業区域に係る道府県名を記載すること。
- 4 「製造を行う期間」欄の期間は、免税軽油使用者証の有効期間の範囲において製造を行う期間の初日から末日までの間の年月日を記載すること。
- 5 法附則第12条の2の7第2第1項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。
- 6 この届出書には、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類及び道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

製造に使用した免税軽油以外の炭化水素油		性 状			
		数 量	リットル		
製造した炭化水素油		年 月 日	年 月 日		
		場 所			
		性 状			
		数 量	リットル		
関する事実及びその数量 免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用の有・無	車両名(番号)	免税軽油の使用数量 リットル	免税軽油以外の炭化水素油の使用数量 リットル	稼働日数	稼働時間
	No.			日	時間
	No.				
	No.				
	No.				
	No.				
	No.				
	No.				
合 計					
車両の使用地 免税軽油以外の炭化水素油の使用数量	車両の使用地		免税軽油の使用数量 リットル	免税軽油以外の炭化水素油の使用数量 リットル	
	合 計				
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	リットル券	枚	リットル券	枚	

製造に使用した免税軽油以外の炭化水素油		性 状			
		数 量	リットル		
製造した炭化水素油		年 月 日	年 月 日		
		場 所			
		性 状			
		数 量	リットル		
関する事実及びその数量 免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用の有・無	車両名(番号)	免税軽油の使用数量 リットル	免税軽油以外の炭化水素油の使用数量 リットル	稼働日数	稼働時間
	No.			日	時間
	No.				
	No.				
	No.				
	No.				
	No.				
	No.				
合 計					
車両の使用地 免税軽油以外の炭化水素油の使用数量	車両の使用地		免税軽油の使用数量 リットル	免税軽油以外の炭化水素油の使用数量 リットル	
	合 計				
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	リットル券	枚	リットル券	枚	

第16号の30の3様式記載要領

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)附則第12条の2の2第1項の製造を行い、法第144条の2第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに(法第144条の2第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 法第144条の2第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には、免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間の初日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取り等に関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 地方税法施行規則第14条の2第8項の規定により、この報告書に免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実を記載する場合は、「製造に使用した免税軽油以外の炭化水素油」欄及び「製造した炭化水素油」欄は、空欄として差し支えないこと。
- 「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」欄中「車両名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された車両名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄及び「免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄には、車両に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合には、当該車両への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「車両の使用地ごとの免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄中「車両の使用地」欄には、車両に給油を行った車両基地等の名称及び所在地を記載すること。
- 「車両の使用地ごとの免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄中「免税軽油の使用数量」及び「免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄には、車両に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合には、当該車両への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には、報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取り、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油に引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者が提出した免税証に関する事項」、「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」及び「車両の使用地ごとの免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」の欄は必要に応じて別添として増やすことができる。

第16号の30の3様式記載要領

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)附則第12条の2の2第1項の製造を行い、法第144条の2第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに(法第144条の2第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 法第144条の2第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には、免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間の初日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取り等に関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 地方税法施行規則第14条の2第8項の規定により、この報告書に免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実を記載する場合は、「製造に使用した免税軽油以外の炭化水素油」欄及び「製造した炭化水素油」欄は、空欄として差し支えないこと。
- 「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」欄中「車両名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された車両名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄及び「免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄には、車両に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合には、当該車両への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「車両の使用地ごとの免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄中「車両の使用地」欄には、車両に給油を行った車両基地等の名称及び所在地を記載すること。
- 「車両の使用地ごとの免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄中「免税軽油の使用数量」及び「免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄には、車両に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合には、当該車両への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には、報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取り、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油に引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者が提出した免税証に関する事項」、「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」及び「車両の使用地ごとの免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」の欄は必要に応じて別添として増やすことができる。

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由	種 別		標 識 番 号	納税義務発生 年 月 日	令 和 年 月 日
	新 規	変 更			
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他		
所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他 ()			主たる定置場 1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()		
車 名 型式及び年式 原動機の型式番号 型 年式			車 台 番 号 型式認定番号 総排気量又は定格出力 L kW		
長 さ 幅 最高速度 最高出力 cm cm km/h kW			上記 原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車 を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日		
住所又は所在地 氏名又は名称 電 話 番 号					

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由	種 別		標 識 番 号	納税義務発生 年 月 日	令 和 年 月 日
	新 規	変 更			
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他		
所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他 ()			主たる定置場 1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()		
車 名 型式及び年式 原動機の型式番号 型 年式			車 台 番 号 型式認定番号 総排気量又は定格出力 L kW		
長 さ 幅 最高速度 最高出力 cm cm km/h kW			上記 原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車 を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日		
住所又は所在地 氏名又は名称 電 話 番 号					

第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□（チェック欄）のいずれか1つのみにレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に同居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほか棟号、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6イ及びロに規定する要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。

第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□（チェック欄）のいずれか1つのみにレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に同居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほか棟号、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6イ及びロに規定する要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。

軽自動車税廃車申告書兼標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由		種 別		標 識 番 号	廃 車 年 月 日	令和 年 月 日
		廃 車	原動機付自転車			
<input type="checkbox"/> 廃棄	<input type="checkbox"/> 第一種 一般用付 総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下	<input type="checkbox"/> 農耕作業用	<input type="checkbox"/> 第一種 一般用付 総排気量0.05L以下かつ総出力1.0kW以下	()		
<input type="checkbox"/> 譲渡	<input type="checkbox"/> 第一種 一般用付 総排気量0.05L以下かつ総出力1.0kW以下	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 第一種 特定用付(定格出力0.6kW以下)			
<input type="checkbox"/> 転出	<input type="checkbox"/> 第二種 乙 総排気量0.06L又は定格出力0.6kW以下		<input type="checkbox"/> 第二種 甲 総排気量0.12L又は定格出力1.0kW以下			
<input type="checkbox"/> 盗難・紛失	<input type="checkbox"/> その他					
()						

納税(申告)義務者	住所又は所在地	〒 □□□-□□□□		主たる定置場		1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ		
	(フリガナ)氏名又は名称			車 名		型式及び年式		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		車 台 番 号		型式認定番号	
	住所又は所在地	〒 □□□-□□□□		長 さ		幅		
	(フリガナ)氏名又は名称			cm		cm		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		最高速度		最高出力	
	住所又は所在地	〒 □□□-□□□□		km/h		kW		
	(フリガナ)氏名又は名称			標識返納の有無		標識返納がない場合、その理由		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		1. 有		イ. 盗難 ロ. 紛失 ハ. 破損 ニ. その他 ()	
	届出者	住所又は所在地	〒 □□□-□□□□		2. 無		【具体的に:】	
(フリガナ)氏名又は名称			盗難届出		届出年月日		令和 年 月 日	
電話番号			届出警察署		被害年月日		令和 年 月 日	
			受理番号		警察署		交番・駐在所	

軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由		種 別		標 識 番 号	廃 車 年 月 日	令和 年 月 日
		廃 車	原動機付自転車			
<input type="checkbox"/> 廃棄	<input type="checkbox"/> 第一種 一般用付 総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下	<input type="checkbox"/> 農耕作業用	<input type="checkbox"/> 第一種 一般用付 総排気量0.05L以下かつ総出力1.0kW以下	()		
<input type="checkbox"/> 譲渡	<input type="checkbox"/> 第一種 一般用付 総排気量0.05L以下かつ総出力1.0kW以下	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 第一種 特定用付(定格出力0.6kW以下)			
<input type="checkbox"/> 転出	<input type="checkbox"/> 第二種 乙 総排気量0.06L又は定格出力0.6kW以下		<input type="checkbox"/> 第二種 甲 総排気量0.12L又は定格出力1.0kW以下			
<input type="checkbox"/> 盗難・紛失	<input type="checkbox"/> その他					
()						

納税(申告)義務者	住所又は所在地	〒 □□□-□□□□		主たる定置場		1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ		
	(フリガナ)氏名又は名称			車 名		型式及び年式		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		車 台 番 号		型式認定番号	
	住所又は所在地	〒 □□□-□□□□		長 さ		幅		
	(フリガナ)氏名又は名称			cm		cm		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		最高速度		最高出力	
	住所又は所在地	〒 □□□-□□□□		km/h		kW		
	(フリガナ)氏名又は名称			標識返納の有無		標識返納がない場合、その理由		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		1. 有		イ. 盗難 ロ. 紛失 ハ. 破損 ニ. その他 ()	
	届出者	住所又は所在地	〒 □□□-□□□□		2. 無		【具体的に:】	
(フリガナ)氏名又は名称			盗難届出		届出年月日		令和 年 月 日	
電話番号			届出警察署		被害年月日		令和 年 月 日	
			受理番号		警察署		交番・駐在所	

第34号様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□（チェック欄）のいずれか1つのみにレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税（申告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に同居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「納税（申告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 6 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。なお、標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を〔 〕内に記入すること。
- 11 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出した年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

第34号様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□（チェック欄）のいずれか1つのみにレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税（申告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に同居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「納税（申告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 6 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。なお、標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を〔 〕内に記入すること。
- 11 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出した年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（自動車取得税に関する経過措置）</p> <p>第三条 令和八年度以後の各年度において、都道府県が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項、次項及び次条において「改正法」という。）附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。以下この条において「改正令」という。）附則第七条第五項本文の規定により市町村（特別区を含む。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に交付すべき額（以下この条において「交付額」という。）を交付した後又は改正令附則第七条第六項第一号の規定により市町村に返還すべき額（以下この条において「返還額」という。）を通知した後において、交付額又は返還額の算定に錯誤があったため、交付額又は返還額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（次項において「旧規則」という。）第八条の二十七の規定は適用せず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 交付額を増加し、又は返還額を減少する必要が生じた場合 当該錯</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（自動車取得税に関する経過措置）</p> <p>第三条 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた自動車取得税について第一条の規定による改正前の地方税法施行規則第八条の二十七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により減額する場合において、令和元年十月以後に到来する交付時期において交付すべき額から当該減額する額を差し引いた額が零を下回るときは、当該下回る額は、当該交付時期において、改正法第二条の規定による改正後の地方税法第百七十七条の六第一項及び第二項の規定によって交付すべき環境性能割額から控除するものとする。</p>

誤に係る額（第三項及び第五項において「過少交付額」という。）を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額に加算し、又は返還額から減額するものとする。

二 交付額を減少し、又は返還額を増加する必要が生じた場合、当該錯誤に係る額（第四項及び第五項において「過大交付額」という。）を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額から減額し、又は返還額に加算するものとする。

2 前項の場合において、当該市町村に係る市町村道（改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項に規定する市町村道という。以下この項において同じ。）の延長又は面積（改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた旧規則第八条の二十三の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（当該率が零を下回るときは当該下回る率とし、小数点以下三位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付し、又は通知した額に乗じて得た額とする。

$$\left\{ \left(\text{錯誤を修正した後の市町村道の延長} - \text{錯誤を修正する前の市町村道の延長} \right) / \text{錯誤を修正する前の市町村道の延長} \right\} + \left\{ \left(\text{錯誤を修正した後の市町村道の面積} - \text{錯誤を修正する前の市町村道の面積} \right) / \text{錯誤を修正する前の市町村道の面積} \right\} \times (1/2)$$

3 第一項第一号の規定により過少交付額を返還額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第七条第六項の規定にかかわらず、当該下回る額を交付額とみ

なして、同条第五項本文の規定を適用する。

4| 第一項第二号の規定により過大交付額を交付額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第七条第五項本文の規定にかかわらず、当該下回る額を返還額とみなして、同条第六項の規定を適用する。

5| 第一項の場合においては、同項各号に規定する錯誤を発見した年度又はその翌年度における各市町村に係る交付額又は返還額は、当該年度における改正令附則第七条第五項の規定を適用して計算した同項に規定する算定額（以下この項において「算定額」という。）から過少交付額を減額し、及びこれに過大交付額を加算して得た額を当該年度における算定額として、同条第五項又は第六項第一号の規定により計算するものとする。

6| 第二項の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該錯誤に係る額とする。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（令和八年度における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例）</p> <p>第四条 令和八年度に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中「<u>5 地方特例交付金</u>」の下の「<u>1 地方特例交付金</u>」及び「<u>2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金</u>」</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（令和三年度から令和八年度までの間における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例）</p> <p>第四条 令和三年度から令和八年度までの間に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中「<u>4 地方特例交付金</u>」の下の「<u>1 地方特例交付金</u>」及び「<u>2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金</u>」</p>

			付金
		「 <u>8</u> 地方特例交付金	
		1 地方特例交付金	1 地方特例交付金
		「 <u>8</u> 地方特例交付金	
		1 地方特例交付金	1 地方特例交付金
		2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填 特別交付金	1 新型コロナウイルス 感染症対策地方 税減収補填特別交 付金

」2トナク。

			付金
		「 <u>9</u> 地方特例交付金	
		1 地方特例交付金	1 地方特例交付金
		「 <u>9</u> 地方特例交付金	
		1 地方特例交付金	1 地方特例交付金
		2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填 特別交付金	1 新型コロナウイルス 感染症対策地方 税減収補填特別交 付金

」2トナク。

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分 (第十五条関係)

歳入	
都道府県	入
款	目

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分 (第十五条関係)

歳入	
都道府県	入
款	目

1 都 (道府県) 税	1～7 略 8 自動車税	1 自動車税
2 利子割清算金	9～14 略 1 利子割清算金	1 利子割清算金
3 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金
4～16 略		

1 都 (道府県) 税	1～7 略 8 自動車税	1 環境性能割 2 種別割
2 地方消費税清算金	9～14 略	1 地方消費税清算金
3～15 略		

市 町 村		
款	項	目
1 市 (町村) 税	1 及び 2 略 3 軽自動車税	1 軽自動車税
2～7 略	4～13 略	

市 町 村		
款	項	目
1 市 (町村) 税	1 及び 2 略 3 軽自動車税	1 環境性能割 2 種別割
2～7 略	4～13 略	

8 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1 地方特例交付金
9～20 略		

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法

第485条の13第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「5 地方特例交付金」を「6 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

「4 地方譲与税」を
1～5 略

「4 地方譲与税」を
1～6 略
5 市町村たばこ税都道府県交付金
1 略

すること。

2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、地方自治法第252条の19第1項

8 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金
9 地方特例交付金	1 地方特例交付金	
10～21 略		

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法

第485条の13第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

「3 地方譲与税」を
1～5 略

「3 地方譲与税」を
1～6 略
4 市町村たばこ税都道府県交付金
1 略

すること。

2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、地方自治法第252条の19第1項

の指定都市、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「8 地方特例交付金1」を「12 地方特例交付金」とし、以下順次4号ずつ繰り下げ、

「2～6 略			
<u>7</u> 地方消費税 交付金	<u>1</u> 地方消費税 交付金	<u>1</u> 地方消費税交 付金	を
「2～9 略			

の指定都市、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「9 地方特例交付金1」を「13 地方特例交付金」とし、以下順次4号ずつ繰り下げ、

「2～6 略			
<u>7</u> 地方消費税 交付金	<u>1</u> 地方消費税 交付金	<u>1</u> 地方消費税交 付金	を
<u>8</u> 環境性能割 交付金	<u>1</u> 環境性能割 交付金	<u>1</u> 環境性能割交 付金	
「2～9 略			
<u>10</u> 環境性能割 交付金	<u>1</u> 環境性能割		

10 <u>軽油引取税</u> <u>交付金</u>	1 <u>軽油引取税</u> <u>交付金</u>	1 <u>軽油引取税交</u> <u>付金</u> 2 <u>旧法による軽</u> <u>油引取税交付</u> <u>金</u>
11 <u>国有提供施</u> <u>設等所在市</u> <u>町村助成交</u> <u>付金</u>	1 略	と 」

すること。

11 <u>軽油引取税</u> <u>交付金</u>	1 <u>軽油引取税</u> <u>交付金</u>	1 <u>環境性能割交</u> <u>付金</u> 2 <u>旧法による軽</u> <u>油引取税交付</u> <u>金</u>
12 <u>国有提供施</u> <u>設等所在市</u> <u>町村助成交</u> <u>付金</u>	1 略	と 」

すること。

歳	都 道 府 県	出
款	項	目
1～12 略		

歳	都 道 府 県	出
款	項	目
1～12 略		

13 諸支出金	1 及び 2 略	
	3 利子割清算金	1 利子割清算金
	4 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金
	5～9 略	
	10 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金
	14 略	

歳入予算に係る節の区分 (第十五条関係)

款の区分	節
都 (道府県) 税、市 (町村) 税	1 現年課税分 2 滞納繰越分
	ただし、歳入予算の項の区分を地方消費税とするもの

13 諸支出金	1 及び 2 略	
	3 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金
	4～8 略	
	9 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金
	10 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金
	11 利子割精算金	1 利子割精算金
	14 略	

歳入予算に係る節の区分 (第十五条関係)

款の区分	節
都 (道府県) 税、市 (町村) 税	1 現年課税分 2 滞納繰越分
	ただし、歳入予算の項の区分を地方消費税とするもの及び項の区分を軽自動車税とし

<p>地方消費税清算金 <u>利子割清算金</u> 地方譲与税 利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 地方消費税交付金</p>	<p>は、目と同一とする。 目と同一とする。</p>	<p>地方消費税清算金 <u>利子割清算金</u> 地方譲与税 利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 地方消費税交付金</p>	<p>は、目と同一とする。 目と同一とする。</p>
<p>地方消費税清算金 <u>地方譲与税</u> 利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 地方消費税交付金 <u>環境性能割交付金</u> <u>地方特例交付金</u> 地方交付税 交通安全対策特別交付金 繰入金 繰越金</p>	<p>目の区分を環境性能割とするものについて は、目と同一とする。 目と同一とする。</p>	<p>地方消費税清算金 <u>地方譲与税</u> 利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 地方消費税交付金 <u>環境性能割交付金</u> <u>地方特例交付金</u> 地方交付税 交通安全対策特別交付金 繰入金 繰越金</p>	<p>目の区分を環境性能割とするものについて は、目と同一とする。 目と同一とする。</p>
略		略	

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第三十号）

（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二十四条の四十の次に次の一条を加える。</p> <p>（特定納税者等宛通知等）</p> <p>第二十四条の四十の二 法第七百四十七条の五の二第一項に規定する総務省令で定める地方税関係通知は、次に掲げる通知（これらに附属する通知を含む。）とする。</p> <p>一 自動車税 に係る法第百五十八条第二項 の納税通知書</p> <p>二 固定資産税又は都市計画税に係る次に掲げる通知</p> <p>イ 法第三百六十四条第二項又は第七項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合又は法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の納税通知書</p> <p>ロ 法第三百六十四条第三項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の課税明細書</p> <p>ハ 法第四百七十七条第一項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の通知</p> <p>三 軽自動車税 に係る法第四百五十一条第二項 の納税通知書</p>	<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二十四条の四十の次に次の一条を加える。</p> <p>（特定納税者等宛通知等）</p> <p>第二十四条の四十の二 法第七百四十七条の五の二第一項に規定する総務省令で定める地方税関係通知は、次に掲げる通知（これらに附属する通知を含む。）とする。</p> <p>一 自動車税の種別割に係る法第七百七十七条の十一第二項の納税通知書</p> <p>二 固定資産税又は都市計画税に係る次に掲げる通知</p> <p>イ 法第三百六十四条第二項又は第七項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合又は法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の納税通知書</p> <p>ロ 法第三百六十四条第三項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の課税明細書</p> <p>ハ 法第四百七十七条第一項（法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の通知</p> <p>三 軽自動車税の種別割に係る法第四百六十三条の十八第二項の納税通知書</p>

2 法第七百四十七条の五の二第一項に規定する特定納税者等宛通知により通知した事項で総務省令で定めるもの及び同種の特定納税者等宛通知により将来において通知する事項で総務省令で定めるもの並びに同条第二項に規定する総務省令で定める事項は、納税者の住所とする。

3 地方団体の長は、既通知内容（法第七百四十七条の五の二第一項に規定する既通知内容をいう。以下この項において同じ。）又は通知内容（同条第二項に規定する通知内容をいう。以下この項において同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により同条第一項の申出をした者（以下この項において「申出者」という。）に提供する場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従い、次の各号の順序により、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 地方団体の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された申出者又は法第七百四十七条の五の二第一項の申出をすることが見込まれる者に係る既通知内容又は通知内容に係る情報を、機構の使用に係る電子計算機に備えられた地方団体ファイル（専ら当該地方団体の長の使用の用に供せられるファイルをいう。）に記録すること。
- 二 申出者に係る既通知内容又は通知内容に係る情報が、機構の使用に係る電子計算機から当該申出者の使用に係る電子計算機に送信されること。

（後略）

2 法第七百四十七条の五の二第一項に規定する特定納税者等宛通知により通知した事項で総務省令で定めるもの及び同種の特定納税者等宛通知により将来において通知する事項で総務省令で定めるもの並びに同条第二項に規定する総務省令で定める事項は、納税者の住所とする。

3 地方団体の長は、既通知内容（法第七百四十七条の五の二第一項に規定する既通知内容をいう。以下この項において同じ。）又は通知内容（同条第二項に規定する通知内容をいう。以下この項において同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により同条第一項の申出をした者（以下この項において「申出者」という。）に提供する場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従い、次の各号の順序により、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 地方団体の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された申出者又は法第七百四十七条の五の二第一項の申出をすることが見込まれる者に係る既通知内容又は通知内容に係る情報を、機構の使用に係る電子計算機に備えられた地方団体ファイル（専ら当該地方団体の長の使用の用に供せられるファイルをいう。）に記録すること。
- 二 申出者に係る既通知内容又は通知内容に係る情報が、機構の使用に係る電子計算機から当該申出者の使用に係る電子計算機に送信されること。

（後略）

